

日本の議会研究の現状と課題

五ノ井 健

1. はじめに

議会は代議制民主主義の根幹をなす制度である。あらゆる民主主義国には議会が設けられ、そこでは法案をはじめとする議案の審議・採決や、政府の政策をめぐる議論など、重要な政治的意思決定が行われている。そうした政治的意思決定を担っているのは、有権者が選挙を通じて選出した議員である。よって、議会がいかにか機能しているのか、あるいは議会において議員がいかにか活動しているのかを明らかにすることは、代議制民主主義の在り方を考えるにあたって不可欠である。

日本では、「国権の最高機関」である国会をめぐって、憲法学者を中心に数多くの議論が展開されてきた(新 2017; 浦田・只野 2008; 大石 2008; 2016; 2021; 大石・大山 2017; 大西 2017; 大山 2003b; 岡田 2014; 2020; 加藤 2009; 2019; 杉原・只野 2007; 高橋 1994; 2006; 高見 2008; 2012; 只野 2017; 田中 2015; 2021 など)。具体的には、主要国の議会や日本の国会の制度及び実態に関する分析、主要国の議会と日本の国会との比較分析、そしてそれらの分析に基づく国会の在り方についての規範的な議論などが行われてきた。

政治学者の間でも、後に詳しく整理するように、国会を対象とした研究が様々な観点から行われてきた。日本の議会研究の大きな転換点の1つは、1980年代にいわゆる「国会機能論」が登場したことである。具体的には、国会の組織や立法過程を対象とした研究(Mochizuki 1982 など)と、当時与党であった自由民主党(以下「自民党」という。)についての研究(猪口・岩井 1987; 佐藤・松崎 1986 など)が発表され、それまでの通説であった「国会無能論」が退けられるとともに、国会を対象とした本格的な実証分析が行われるようになった。そして、1980年代の研究に続く形で、1990年代以降、法案審議に関する詳細なデータを対象とした研究(川人 2005; 福元 2000; 増山 2003)や議員行動を対象とした研究(建林 2004; 松本・松尾 2011; Fujimura 2012 など)など、より厳密な実証分析が進められてきている。

これら日本の議会研究のレビューは、これまでに複数回行われてきた(伊藤 1990; 川村 2013; 久保田 2016; 待鳥 2001a など)。しかし、それらの論考が発表されてから一定の時間が経過しており、この間新たに重要な研究も蓄積されている。そこで本稿では、日本の議会研究の今日までの展開を改めて整理した

上で、残された課題を指摘する。これにより、日本の議会研究の今後の方向性を明確にした。

本稿の構成は、以下のとおりである。第II章では、「国会無能論」、「国会機能論」と呼ばれる先行研究の流れを概観する。第III章では、国会の組織や立法過程を対象とした研究を整理・検討する。第IV章では、政党組織や議員行動を対象とした研究を整理・検討する。第V章では、前章までの議論を簡単に振り返った上で、先行研究に残された課題を指摘する。

II. 国会無能論から国会機能論へ

日本の議会政治をめぐる先行研究には、大きく分けて「国会無能論」と呼ばれる流れと、「国会機能論」と呼ばれる流れとがある。以下、第1項では「国会無能論」を、第2項では「国会機能論」をそれぞれ概観する。

1. 国会無能論

1970年代まで、議会研究の通説は「国会無能論」であった(小林 1984; 三沢 1967; 大和 1982; Baerwald 1974=1974 など)。この見解を代表する研究として引用されることの多い Baerwald (1974=1974) の言葉を借りれば、国会は実質的には別の所でなされた決定を承認する「ラバー・スタンプ」(124) にすぎない、という主張である。

1970年代までの日本政治研究全体を見渡すと、政策過程をめぐるいわゆる「官僚優位論」(辻 1969 など) が支配的であった。官僚優位論とは、「日本の政策過程においては官僚が圧倒的な影響力をもつという考え方」(河

野 2011: 31) である。国会が無能であるとの見方は、それと表裏一体の関係にあった⁽¹⁾。与野党を問わず政治家たちの立法活動への寄与が低い証左としては、国会に提出される法案の多くが官僚によって起草された内閣提出法案であり、そのほとんどが修正もなされずに成立している一方で、議員提出法案は少なく、その成立率も低いことが挙げられた (Pempel 1974)。また、通商産業省が日本の高度成長にいかに関与したのかを明らかにした有名な研究の中でも、国会で成立する法案の多くは官僚によって作成されている、法案に関する実質的な議論は(国会ではなく)各省庁内及び省庁間で行われている、といった指摘がなされていた (Johnson 1982=2018)。

言うまでもなく、憲法第41条では、国会は「唯一の立法機関」とされている。しかし、国会無能論は、この規定にかかわらず、国会が実質的には立法機能を十分に行っていないと強調したのである。

2. 国会機能論

しかし、1980年代以降、官僚優位論は多元主義論によって批判されるようになった⁽²⁾。多元主義論とは、「政策過程における影響力(より一般的にいうと日本における政治権力)が、官僚に独占されていないという意味で『多元的』であることを強調する見方である。」(河野 2011: 31)。代表的な論者の1人である村松岐夫は、政治家と官僚を対象とした面接調査を行い、官僚が政策過程における政治家の役割を十分に認めていることや政治家の側も自らの役割に幻滅していないこと、官僚と政治家の双方が政策形成における国会審議の影響力を十分に認めていることなどを明らかに

した (村松 1981) ⁽³⁾。

日本の政治学全般での多元主義論の台頭と軌を一にするかのように、議会研究においても政治家たちが一定の役割を果たしているとの見方が広がった。ただし、この流れに沿った 1980 年代の研究は、さらに 2 つの研究動向に分けることができる。

第 1 は、国会の組織や立法過程を直接の対象とした研究である。最も重要な業績としては、「粘着性論」を提示したマイク・モチヅキの研究が挙げられる (Mochizuki 1982)。粘着性 (viscosity) とは、一般に議会が政府が提出した法案の修正を行い、審議を遅らせ、成立を阻止する能力と定義される (Blondel et al. 1970)。モチヅキは、日本の国会においても野党が法案審議に抵抗することで審議を遅延させて、一定数の法案を修正や廃案に追い込んでいることを強調した。野党が国会で影響力を行使できる背景には、国会が有する以下の 4 つの制度的特徴の存在があった。1 つ目は、議事運営の方針を決定する議院運営委員会や各委員会の理事会における「全会一致の慣行」が野党に拒否権を与えていることである。2 つ目は、1 年間で複数の会期に分けられる「会期制」及び会期末までに成立しなかった法案は審議未了・廃案となる「会期不継続の原則」が、野党による審議引き延ばしを有効にしていることである。3 つ目は、法案審議の中心が本会議ではなく、政策分野ごとに設置された委員会だということである。この「委員会制」により、野党が法案審議に介入する余地が大きく、与野党間の妥協が生まれやすい状況になっているという。4 つ目は、「二院制」を採用しているために法案審議プロセスが一院制の倍となる結果、単純に審議に時間がか

かるだけでなく野党による審議の引き延ばしの機会も増加させていることである。モチヅキが粘着性論を提唱して以後、相次いで発表された研究の中でその見解が踏襲された (伊藤 1987; 岩井 1988; 佐藤・松崎 1986; 曾根・岩井 1987; 谷 1995; 藤本 1989; 1990; 堀江・笠原 1995; 村松 1983 など) ⁽⁴⁾。

1980 年代の研究の第 2 の方向性は、自民党についての研究である。自民党研究は以下の 2 つの観点から行われた。ひとつは、自民党の組織構造についての研究である。代表的な研究である佐藤・松崎 (1986) は、豊富なデータに基づいて自民党組織の様々な側面を明らかにするものであったが、とりわけ重要であったのは自民党の人事制度の実態を体系的に分析した点であろう。具体的には、自民党内では当選回数に応じた年功序列的人事慣行 (シニオリティ・ルール) が定着していることや、自民党内に存在する派閥が人事慣行にも影響を及ぼし、派閥勢力比型 (閣僚ポストなど)、派閥代表型 (副幹事長、政務調査会の副会長など)、全員参加型 (政務次官、政務調査会の部会長、国会常任委員長など) の 3 つの役職配分の方法が存在していることを明らかにしたのである。この研究の以後、政党組織を対象とした実証研究が活発に行われるようになった (第 IV 章第 1 節で検討する研究以外の代表的な研究として、浅野 2006; 上神 2013; 上神・堤 2011; 川人 1996a; 1996b; 河野 1991; 笹部 2017; 建林 2013; 2017; 野中 1995; 濱本 2015b; 藤村 2012; 前田・堤 2015; 待鳥 2001b; 松浦 2023; Cox, Rosenbluth, and Thies 2000; Epstein, Brady, Kawato, and O'Halloran 1997; Fujimura 2013; Kohno 1992; Kubo 2019; Ono 2012;

Pekkanen, Nyblade, and Krauss 2006; 2014 などがある)。

もうひとつは、自民党議員の行動についての研究である。代表的な研究である猪口・岩井 (1987) は、いわゆる族議員の実態を明らかにした重要な研究であった。特に、国会議員の日常活動の時間配分に関する詳細なデータを用いて計量分析を行った点が目新しかった。今日の議員行動研究と比較すると、確かに猪口と岩井の分析は、ケース数が少なく、また特定の選挙区の議員のみを対象とした限定的なものであった。しかし、議員行動のメカニズムを明らかにする先駆的な試みであったことは間違いない。この研究の以後、議員行動についての実証研究が活発に行われるようになった (詳細については第IV章第2節で検討する。その他の代表的な研究として、河野 1995; 谷 2018; 濱本・根元 2011; 待鳥 2000; 2002; Asano and Patterson 2022; Cox and Rosenbluth 1995; Kato 1998; Nyblade 2013; Reed and Scheiner 2003 などがある)。

自民党研究は、政権与党内部における議員の政策活動の様相を明らかにした点でも重要であった。自民党には政務調査会と呼ばれる組織が設けられ、その中には国会の委員会と中央省庁に対応する形で政策領域ごとに部会が設置され、そこで実質的な政策形成(決定)が行われている。部会では、従来考えられていたような官僚主導による政策形成が行われているのではなく、むしろ、部会での政策活動や役職経験を通じて政策的、政治的能力を獲得した族議員が大きな影響力を行使しているという。自民党研究は、政務調査会の部会という広義の立法過程における政治家(与党)の(官僚に対する)優位を強調している。こ

の意味において、国会機能論の1つであると位置付けられるのである。

以上概観した 1980 年代に発表された研究は、前述の「国会無能論」を退けて、自民党の一党優位が揺るぎのないよう思えたいわゆる 55 年体制下でも国会が機能し得るとの合意を形成することに大きく貢献したと言えるであろう。そして、これ以後、日本の議会研究は、Mochizuki (1982) らの流れを汲む国会の組織や立法過程を対象とした研究と、佐藤・松崎 (1986) や猪口・岩井 (1987) らの流れを汲む政党組織や議員行動を対象とした研究の 2 つに分かれて、各々発展していくことになったのである。そこで、次章では国会の組織や立法過程を対象とした研究を、第IV章では政党組織や議員行動を対象とした研究を、それぞれ概観していく。

III. 国会組織及び立法過程を対象とした研究

本章では、1990 年代以降の国会の組織や立法過程を対象とした研究を整理する。以下、第1項では法案を分析単位とする研究を、第2項では二院制についての研究を、第3項では国会内の制度を対象とした研究を、それぞれ検討する。

1. 法案を分析対象とする研究

1990 年代に入ると、国会の組織や立法過程を対象とした研究は 1980 年代ほど活発には行われなくなり、「粘着性論」に取って代わる新たな見解が提示されることもなかった。しかし 2000 年代に入ってから、重要な研究

が相次いで発表され、議会研究の水準が飛躍的に高められた。

まず、福元健太郎が「討議アリーナ論」を提示した(福元 2000)。討議アリーナ論とは、「国会は立法機能よりも討議の舞台としての役割を果たしている」(福元 2011:160)という見方である。福元によれば、国会審議は「延長された選挙戦」(同:6)であり、来る選挙に向けた与野党による有権者に対するアピールと位置付けられる。

福元は、従来の議会研究の多くが、議会内で実質的な法案の作成や修正が活発に行われる「変換型」議会(Polsby 1975)の典型である米国議会(研究)を念頭においていたこともあり、議会の立法機能に着目して分析を行ってきたと指摘する。そのような傾向は、粘着性論をはじめとする日本の議会研究も同様であった。しかし、大統領制下の議会に対して用いられる分析枠組みを、議院内閣制下の議会に対して用いることには問題があるという。なぜなら、「立法府と行政府との力関係に関心が向く結果、議会それ自体の内部で何が起きているかは、ブラックボックスとして捨象されがち」となり、また、「廃案や修正に焦点があたるために、かえって大部分を占める無修正法案に何が起きていたかが分析の視野から外れてしまう」から、というのである(福元 2000: 5-6)。

そこで福元は、国会の討議アリーナとしての側面に着目した。具体的には、「与野党は国会でどのように対立しているのか」を明らかにすべく、国会で最終的に成立した法案について主成分因子分析とクラスター分析を行い、法案の審議様式を3つに類型化した。1つ目は、委員会で多くの審議が行われ、反対した

政党の数や重要法案が多い「討議型審議様式」である。2つ目は、審議が引き延ばされることで成立までに時間がかかる「粘着型審議様式」である。3つ目は、審議が簡単に済まされ与野党対立が少ない「標準型審議様式」である。さらに、「同じ与野党対立であっても、強い対立と弱い対立との違いがある」のかを明らかにすべく、法案に対して発動される選択的議事手続⁽⁵⁾に着目した分析を行い、討議型審議様式においては「強い対立」となるのに対し、粘着型審議様式においては「弱い対立」となるというパターンを明らかにした。

福元の研究で特筆されるべきは、与野党が徹底的に審議を積み重ねる討議型の審議様式に目を向けたことであろう。粘着性論では、野党が「議論しない抵抗」(福元 2000: 188)を行うという意味において国会は機能しているとされ、国会に対してネガティブな見方がなされていた。これに対して、福元は、国会では「議論することによる対抗」(同:188)も行われていることを強調し、よりポジティブな国会像を提示したのである。

続いて、増山幹高が「多数主義論」を提示した(増山 2003)⁽⁶⁾。増山はまず、日本の国会における立法的生産性は戦後一貫して安定していることを示した。その上で、既存研究ではこのような安定性が見落とされ、論争的な法案など「議院内閣制における非効率な部分」ばかりに焦点が当てられてきたために、「内閣提出法案を成立させるという議院内閣制本来の立法機能が主たる分析対象として扱われてこなかった」ことが問題であると指摘した(同:48)。次に、憲法や国会法、議院規則などの国会関連法規を再検討し、国会の制度や規則が一般に言われるほど全会一致的で

はないと指摘した。その上で、国会の制度をヨーロッパの議院内閣制諸国の議会の制度と比較することで、日本の制度は議院内閣制の国の中でも比較的与党による多数主義的な議事運営を保証するものであることを明らかにした。増山によれば、日本でも多数主義的な制度の下で、与党は自らの政策目標に沿う内閣提出法案を効率的に成立させている。そして、個々の法案に関する詳細なデータを用いた分析を通じて、国会は「与党が影響力を行使する政治制度」(同:211)であると主張したのである。

増山の研究は、以下のいくつかの点で議会研究に大きく貢献した。第1に、「立法時間」という概念を導入し、国会で最終的に成立した法案だけでなく不成立となった法案をも分析対象とすることを可能にした。この点は、前述の福元の研究の欠点を補うものであった。福元の研究では、不成立となった法案は分析の対象外だったので、法案の成否を分ける要因が明らかにされていなかった。第2に、個々の内閣提出法案に関するデータに対して生存分析を適用する、という分析手法を確立したことも重要であろう。議会における「時間」の重要性は様々な研究で指摘されてきていたものの、既存研究ではこれを適切に考慮して分析を行うことができていなかった。増山の研究は、法案が成立するまでにかかる時間を従属変数とした生存分析を行うことで、この課題を克服した。第3に、かつての通説であった粘着性論に対して反論を行った点も、大きな貢献であろう。福元(2000)でも粘着性論への反論はなされていたが、法案の成否に着目して議論を行っていた粘着性論を全面的に覆すことに成功したとは言い難かった⁽⁷⁾。

それに対して増山の研究は、成立法案のみならず不成立法案をも対象とした分析を行うことで、粘着性論に真っ向から挑戦したと考えられる。

その後発表されたのが川人貞史の研究である(川人 2005)⁽⁸⁾。川人によれば、日本国憲法には国会中心主義(議会中心主義、議会主権)と議院内閣制という2つの理念が規定されている。2つの理念は、イギリスのような権力融合の下では同義となるが、日本では権力分立制が前提とされているために対立することになる⁽⁹⁾。それゆえ、戦後の国会における政党政治には、国会中心主義の理念に則りできるだけ広範な政党の賛成を得て決定を行う側面と議院内閣制の理念に則り議会多数派である与党が多数決に基づく決定を行う側面が併存することになるという。このような2つの側面は、川人によれば、内閣提出法案と議員提出法案との立法形式の相違という形で立法過程にも反映されている。すなわち、内閣提出法案は内閣の政策遂行のために不可欠なものであり、内閣を支持する与党の賛成によって可決・成立することとなるために議院内閣制の立法であるのに対して、議員提出法案は内閣の関与を受けずに国会が独自に提案・審議を行うものであるから国会中心主義の立法である、というのである。川人は、内閣提出法案及び議員提出法案(衆議院議員提出法案)の賛成率について分析を行い、閣法は賛成多数で成立しやすいのに対して衆法は全会一致や特別多数で成立しやすいこと、閣法賛成率は「議院内閣制における政権維持・政策遂行や与党による国会運営と関連する変数の影響を受ける」(同:137)のに対して衆法賛成率はこれらの変数の影響を受けないこと、

を明らかにした。

川人の研究の特徴は、福元や増山の研究とは異なり、内閣提出法案のみならず議員提出法案をも分析対象とした点であろう。国会において内閣提出法案と議員提出法案という 2 つの異なる立法形式が併存していることを実証した点で、議会研究に大きく貢献したと言える。川人は、増山との共同研究（川人・増山 2005）でも、内閣提出法案と議員提出法案（衆議院議員提出法案）とを対比させる形で分析を行い、内閣提出法案の成立確率の規定要因が議事運営上の優先度であるのに対して、議員提出法案のそれは法案提出の形態であることなどを明らかにした⁽¹⁰⁾。この研究においても、内閣提出法案と議員提出法案という 2 つの異なる立法形式が併存していること、議員提出法案が内閣提出法案の補完的な機能を果たしていることが明らかにされ、「権力分立制と組み合わされた国会中心主義と議院内閣制」（川人 2005: 14）という 2 つの異なる理念が立法過程に反映されていると強調している。

福元や増山、川人の研究は、いずれも（何らかの形で）国会が機能していることを示唆するものであった。しかも、2000 年以降に発表されたこれらの研究は、分析で用いられるデータの包括性及び分析手法の精緻化という点で、それ以前の研究と比べると格段に進歩していた。例えば、2000 年代以前に脚光を浴びた粘着性論では、個々の立法事例の分析か、せいぜい法案についての集計データに基づいて、議論が展開されていた⁽¹¹⁾。論争的な法案など限られた法案だけを対象にした分析から国会の機能を一般化して推論することは難しく、また集計データは研究者の立場によって

解釈が一貫せず、安定した見解を成立させる根拠にはならなかった。それに対して、福元や増山、川人の研究は、個々の内閣提出法案の審議に関する詳細なデータを分析に用いて、粘着性論が抱えていた推論や解釈の困難を克服することに努めた⁽¹²⁾。こうして、個々の法案に着目する分析アプローチ⁽¹³⁾が確立した。その成果により、議会研究が（例えば選挙や投票行動、政策過程などの分野と並んで）日本政治学における実証研究の中の重要な一角を占めるようになったのである⁽¹⁴⁾。

さて、このようにして、2000 年代に入って議会研究の学術的蓄積は著しく進んだのであるが、その後、これらの業績と同様のアプローチを採用する研究はほとんど行われなくなってしまった。比較的最近発表された研究は、川村一義による 1990 年代後半以降の連立政権期における国会運営の変化が野党第一党の戦略変更に起因することを明らかにした研究（川村 2011）や、政権与党である自民党の分権性が 55 年体制下の国会運営に影響を及ぼしていたことを主張する研究（川村 2012）くらいである。とはいえ、国会を対象とした実証分析が行われなくなってしまったというわけでは決してない。むしろ、本節で紹介した研究とは異なる視点から、国会についての実証分析が進められるようになってきている。次節以降では、本節で取り上げた代表的研究とは異なる視点から国会組織や立法過程を分析している研究を整理し、検討する。

2. 二院制についての研究

日本の議会研究では、二院制を対象とした研究も数多く行われてきた。その中で、最も多くの論者が関心を寄せてきたテーマは、参

議院の存在意義であろう。かねてから参議院は衆議院に対して「抑制・均衡・補完」の役割を果たすことが期待されてきたが（参議院制度研究会 1988）、参議院が期待された役割を実際に果たすことができているのかを考察する研究が数多く行われてきたのである。

国会内の法案審議過程に着目した研究では、参議院は期待された役割を果たせておらず、衆議院の「カーボンコピー」にすぎないとされてきた（浅野・高橋・高見・成田 2000; 大山 1999; 2003a; 2011; 高見 2001; 成田 2001; 2004; 福元 2006; 2007; 前田 2000 など）。日本国憲法では、法律案の議決（第 59 条第 2 項）、予算の議決（第 60 条第 2 項）、条約の承認（第 61 条）、内閣総理大臣の指名（第 67 条第 2 項）に関して、衆議院の優越が規定されている。このうち、予算の議決、条約の承認、内閣総理大臣の指名に関しては、参議院で衆議院と異なる議決がなされた場合、衆議院の議決が国会の議決となる。これらの規定に関する限り衆議院の優越は明快である。一方、法律案の議決に関する衆議院の優越については、より慎重に議論する必要がある。確かに憲法上は、衆参両院の議決が一致しない場合、衆議院において出席議員の 3 分の 2 以上の多数で再び可決することで法案を成立させることはできる（第 59 条第 2 項）。しかし、この要件を満たすことは実際には容易ではなく、参議院は法案の成立に関して事実上の拒否権と言えるほどの極めて強い権限を有しているとも考えられる⁽¹⁵⁾。そこで、歴代の政権は法案の成立を確実なものとするためにいくつかの工夫を行ってきた。その代表的なものが、与党内部での法案の事前審査及び与党議員に対する党議拘束である（大山 1999;

2011）。内閣が法案を国会に提出する前に、与党内部に設けられた政策審議機関において法案について精緻な審査を行い、その際に参議院議員の意向も法案に取り込んでおく。そして、事前審査の結果に基づいて衆参両院をまたぐ党議拘束をかけ、国会内での法案の成立を目指す。その結果、参議院が法案審議過程で独自性を発揮することはなくなり、参議院は衆議院の「カーボンコピー」にすぎないとの評価がなされてきたのである。

1990 年代に入りこの状況が変化する兆しもあった。自民党の一党優位体制が崩壊し、与党が参議院で過半数を割る状況、いわゆる「ねじれ国会」もしばしば生じるようになったために、内閣と与党の間での事前の調整だけでは内閣提出法案の成立を確実なものとすることができなくなったからである。しかし、ここでも参議院の「強さ」の顕在化を防ぐために、国会の外で新たな工夫が行われた。第 1 に、内閣が国会に法案を提出する前に、野党側の提案を取り込んで法案を修正するという方法である（大山 1999）。第 2 に、衆議院のみならず参議院においても過半数を占めることができるよう連立政権を樹立するという方法である（高見 2001; 成田 2001）。その結果、法案審議過程に注目する限りでは、依然として参議院は衆議院の「カーボンコピー」にすぎないとの評価がなされてきたのである。

詳細なデータを用いて統計的な分析を行い、「カーボンコピー」論を支持する結果を提示したのは、福元健太郎である（福元 2007）。福元によれば、「二院制擁護論は、制度としての二院制が、議員構成や法案審議の点で異なる政治過程をもたらしていることを、前提としている」（福元 2007:93）が、この前提が正

しいのかは明らかにされていないという。そこで、議員構成と法案審議という2つの視点から、衆議院と参議院はどの程度異なるのかを分析した。まず、議員構成の分析では、学歴、知的専門職、在職年数、年齢という4つの観点から、参議院議員が衆議院議員よりもシニアであると言えるのかを検討し、年齢と個別議員の在職年数については、参議院議員の方がシニアであるものの、学歴と議院全体の在職年数については衆議院議員の方がシニアであり、知的専門職は職種によって異なることを明らかにした。次に、法案審議の分析では、国会に提出された内閣提出法案を対象として、衆議院と参議院の法案審議に相違が見られるのかを検討し、「両院の審議活動（選択的議事手続や実質修正の有無、審査回数）はかなり高い程度で一致」（福元 2007: 135）していること、議院の審議活動の水準は、「衆議院の方が参議院より、先議院の方が後議院より、衆議院先議法案の方が参議院先議法案より、高い傾向にある」（同: 135）ことなどを明らかにした。以上の分析を踏まえて、福元は、「二院制という制度は、その企図する政治過程をもたらししていないという意味で、無意味な存在でしかない」（同: 139）と結論付けている。

さて、以上は、参議院は衆議院の「カーボンコピー」にすぎない、という見解であるが、近年、政治過程において参議院が一定の役割を果たしてきたことを強調する見解が発表されている。代表的な論者の1人である竹中治堅（竹中 2010）は、「カーボンコピー」論が着目してきたのは政治過程の中でも法案審議過程にとどまっており、参議院の影響力を正確に把握するにはそれ以前の部分をも視野に収

めた分析を行う必要があるという⁽¹⁶⁾。竹中は、まず、自民党が衆参両院において過半数の議席を占めていた1956年12月から1989年参院選までの時期においても、参議院は議長や派閥を通じて政権形成や政権運営に影響を及ぼしてきたと強調する。そして、1990年代以降しばしば観察され、「カーボンコピー」化を招く元凶であるとされてきた、参議院の法案審議過程以前における法案の修正や、衆議院のみならず参議院においても過半数を占めることができるよう連立政権を樹立するという現象は、野党や連立与党の意向が法案に反映されるという意味で参議院の影響力が発揮されていると言えるという。竹中は、法案の準備段階や衆議院における審議段階、政権形成過程までも視野に収めれば、参議院は政治過程において大きな役割を果たしてきたと評価できると主張した。もちろん、「カーボンコピー」論に立つ研究の中にも、参議院の潜在的な影響力に言及する研究が全く存在しなかったわけではない。例えば、大山（1999）は、「参議院の影響力も裏面で行使されるからこそ強い力を発揮する可能性があり、両院をまたぐ党議拘束が第一院と第二院との相違を隠蔽しているために表面からはうかがえないだけというのが真相だろう。」（113）と述べている。竹中の研究は、こうした研究では詳細な検討がなされてこなかった、参議院の潜在的な影響力の様相を描き出すことに成功したと言えるよう。

木下（2015b）も、参議院が行政監視機能を果たしているのかを検証し、参議院の意義を擁護している。具体的には、木下は、国政調査権行使の態様、予算委員会における与野党対立構造、常任委員会における国政調査、

予算委員会における国政調査の4つについて、分析を行った。そして、国政調査権は十分に活用されていないこと、常任委員会における国政調査の量は衆議院と参議院で違いがないことが明らかにされた一方で、予算委員会においては一定程度の行政監視が行われていると主張する。以上の分析を踏まえて、木下は、参議院は十分であるとは言えないものの、一定の行政監視を行っている結論付けている。

増山(2008)は、前述の研究とは異なる視点から、日本で二院制が採用されていることを擁護している。増山は、その論拠として以下の3つを挙げている。第1に、「カーボンコピー」論、すなわち参議院が独自性を発揮できていないことをもって参議院の存在意義を否定的に捉える議論の仕方はそもそも誤りだということである。二院制の下では、第一院の決定と第二院の決定とが一致して初めて国家の意思が決定されることになる。よって、二院制の存在意義は、両院が同じ決定を繰り返すことによって国家の意思決定を慎重にすることに求められる。第2は、日本の国家規模(人口・経済規模)である。欧米先進諸国を見渡すと、人口が1200万人以上、GDPが3000億ドル以上の国は全て二院制を採用していることから、日本が二院制を採用していても不思議ではないとしている。第3は、一院制の議会では意思決定が不安定になる場合でも、二院制の議会では両院の意思の一致により意思決定が安定するという、二院制の制度的帰結に関する理論的・実証的研究の知見である。

参議院の存在意義に関する研究以外にも、二院制を対象とした研究は様々な視点から行

われている。近年とりわけ活発に行われているのは「ねじれ国会」に特化した研究である(17)。

「ねじれ国会」について、とりわけ精力的に分析を行っているのが、松浦淳介である(松浦 2009; 2010a; 2010b; 2012a; 2012b; 2016; 2017a; 2017b)。中でも包括的な分析である松浦(2017a)は、分裂議会の発生が内閣提出法案の立法過程にいかなる影響を及ぼすのかを検証した。具体的には、内閣提出法案の選別、内閣提出法案の根回し、内閣提出法案の国会提出の3つの観点から、分裂議会の発生が閣法提出者(内閣、各省庁)の立法行動に与える影響を検証した。その結果、分裂議会においては、重要法案の絞り込みが行われていること、野党議員に対しても法案が国会に提出される前から官僚による根回しが行われていること、国会への提出を見送られる法案の割合が増えること、などが明らかにされた。以上の分析を踏まえて、松浦は「分裂議会において閣法提出者の立法行動が抑制的になっている」(松浦 2017a: 175)と結論付けている。

松浦の研究のほかにも、「ねじれ国会」に特化した研究はいくつか発表されている。例えば、Thies and Yanai(2013; 2014)は、1989年以降の国会を対象として、分裂議会における立法過程と一致議会における立法過程の比較を行い、分裂議会では内閣提出法案の提出数が減少すること、提出された内閣提出法案が修正や廃案に追い込まれていることを明らかにした。竹中(2011)は、「ねじれ国会」の下で民主党政権(菅直人内閣)は予算の内容を見直さざるを得なくなったことを示した。大西(2010)は、「ねじれ国会」の発生によって法案審議のみならず、財政に関する議案や条

約の審議にも変化が見られたことを明らかにした。濱本 (2016) は、東日本大震災発生後の「ねじれ国会」においては、野党が拒否権を行使する立法過程だけでなく、与野党協調の立法過程も見られたと述べている。川人 (2008; 2014) は、空間モデルを用いた分析を行い、「ねじれ国会」においても与野党が合意し得る政策的な範囲が存在することを明らかにした。

以上のほかにも、二院制を対象とした研究は進められている。例えば、今井 (2014; 2018) は、有権者という従来とは異なる視点から分析を行い、参議院は(参院選を通じて)「多元的民意の反映」という期待された役割を果たしていることを示した。石間・建林 (2020) は、衆参両院議員の部会所属パターンを比較し、参議院議員は衆議院議員とは異なる利益代表を行っていることを明らかにした。松浦 (2020) は一致議会(非ねじれ国会)の時期に、松浦 (2022) は政権人事における参議院議員の位置付けに、それぞれ着目して参議院の影響力について分析している。岩崎 (2013) は、主要国における二院制の制度や実態について分析を行った上で、日本の二院制の在り方について考察している⁽¹⁸⁾。さらに、参議院に関するデータも公開されるようになってきた。例えば、東大法・第 5 期蒲島郁夫ゼミ (2004; 2005) は、参議院議員の個人データや所属党派、役職就任などに関するデータ収集及び分析を行っている。名取・福元・岸本・辻・堤・堀内 (2014) は、参議院議員選挙に関するデータベースを開発している⁽¹⁹⁾。こうしたデータは、今後の二院制研究の発展に大きく貢献すると思われる。

3. 国会内制度を対象とした研究

日本の議会研究では、国会内に設けられた制度を対象として、その詳細や意義、運用の実態などを明らかにする研究も行われている。そうした制度は多数存在するが、本節では代表的な 6 つの制度に絞って先行研究を整理・検討する。

第 1 は、議会質問を対象とした研究である。議会質問とは、議員が議題に関わりなく、国政全般について政府(首相や閣僚など)に対して質問を行うことができる制度である。議会質問はあらゆる議院内閣制の国に存在し(Russo and Wiberg 2010)、議会による政府統制の手段の 1 つとして位置付けられる(大石 2001; 大山 2003a; Martin 2011)。

議会質問に関しては、日本の実態が諸外国のそれと比較して低調であることが憲法学者などによって指摘されることはあったものの(大石 2016 など)、多くの分析が蓄積されてはいない。とはいえ、全く研究が行われてこなかったわけではなく、例えば、嶋谷・藤田 (1988) や大山 (1990)、太田 (2005)、五ノ井 (2022) などによって、議会質問の制度の詳細や実態が明らかにされている。また、比較的最近発表された Nemoto (2013) では、1994 年の衆議院の選挙制度改革を境に、衆議院議員が議会質問を積極的に行うようになったことが確認されている。

こうした中、議会質問に関して最も包括的な分析を行った研究として、田中 (2012) が挙げられる。田中は、戦前の帝国議会の議会質問制度の形成過程や運用の実態、戦後の国会の議会質問制度の形成過程や運用の実態を明らかにした。具体的には、帝国議会においては文書による質問だけでなく、先例を積み

重ねる形で口頭による質問も行われるようになったことや、国会における自由討議や緊急質問の衰退の過程、質問主意書及び答弁書の作成過程の詳細などを明らかにした。制度の形成過程や運用の実態に関しては、従来の研究でも断片的には明らかにされていたが、田中の研究は、帝国議会及び国会の会議録、先例集などを用いて分析を行うことで、議会質問に関する理解を深めることに貢献した。

第 2 は、議員提出法案、いわゆる議員立法を対象とした研究である。これまでの研究では、議員立法の実態の把握を目的とした記述的な分析がなされることが多かった（大山 1996; 五ノ井 2017; 高澤 2016; 高野 2016; 武蔵 2016 など）。具体的には、諸外国との比較や日本における時系列的動向の分析、内閣提出法案との対比などによって、議員立法の実態が明らかにされてきた。このような研究のほかにも、衆議院及び参議院の法制局勤務経験者（石村 1997; 上田 2005; 上田・五十嵐 1997; 白井 2007; 鮫島 1996）や国会議員（山本 1998）、市民団体の長（五十嵐 1994）などによって、議員立法の手続きなどの内実が明らかにされてきた。

1950 年代前半に極めて活発に行われていた議員立法は、次第に衰退していったが、その要因について分析を行ったのは、川人（1999）である。それまでの研究では、1955 年の国会法改正によって議員立法に発議要件が課されたことが、衰退の要因として挙げられていた（岩井 1988 など）。それに対して川人は、国会法改正の政治過程について詳細な検討を行い、国会法改正後に別に定められたルール、具体的には予算が伴う立法を議員立法ではなく、各省、大蔵省と自民党政務調査会

（の部会）との間の調整を経た内閣提出法案として行うようにしたことが衰退の要因であると強調した。

議員立法のプレゼンスは再び高まってきているとの指摘もある。例えば、谷（2003）では、1990 年代後半以降に議員立法の提出数及び成立数が増加していることや、被爆者援護法と NPO 法のケーススタディを通じて、議員立法にはアジェンダ・セッティング機能や世論を動員する効果があることが主張されている。また、茅野（2017）では、議員連盟が中心となって行われる議員立法などが活発に行われるようになってきていること、「ねじれ」国会の下でとりわけ活発に議員立法が行われていること、議員立法をめぐって審議が活発になされていることなどが明らかにされている。

第 3 は、委員会制度を対象とした研究である。河（2000）は、衆議院及び参議院の委員会審議について分析を行い、国会発足後比較的活発に行われていた審議が 1955 年を境に急激に衰退していること、そして衰退の要因としては、従来の研究で指摘されてきた事前審査制の影響だけでなく、定例日制度の成立、予算委員会の他の委員会に対する優越的な地位の獲得という慣行の成立も重要であることを明らかにした。一方、菅原（2005b）は、審議量の需要と供給、審議量の計測、定例日制度という 3 つの視点から河（2000）の議論について再検討を行い、「国会における審議量の減少や定例化は、国会の活動が衰退・停滞したというようなネガティブな現象とは言えない」（550）と主張している⁽²⁰⁾。

より最近の研究では、委員会において発言を行うアクターに着目して分析が進められている。Smith（2021）は、1996 年から 2017 年

までの衆議院の本会議及び委員会における発言について分析を行い、本会議においては政党執行部やシニア議員が発言を行う傾向にある一方で、委員会においてはバックベンチャーが発言を行う傾向にあることなどを明らかにした。Goplerud and Smith (Forthcoming) は、1980 年から 2016 年の委員会審議を対象として、1990 年代に行われた政治改革が審議に及ぼした影響を検証した。具体的には、1994 年の衆議院の選挙制度改革後に大臣の発言の割合が上昇している（官僚の発言の割合が低下している）こと、1998 年の行政改革及び 1999 年の国会改革後には大臣のみならず副大臣、大臣政務官の発言の割合が上昇していることなどを論証した。

さらに近年は、従来とは異なるデータを対象とした研究も行われている。まず、テキストデータを対象とした研究が進められている。例えば、野中 (2019) では、1996 年から 2017 年までの衆議院の委員会における議員の発言についてトピックモデルを用いた分析が行われ、委員会では様々なトピックにまつわる発言がなされていること、委員会審議は政府対野党という形で展開されていることなどが確認されている。そして、国会審議の映像も分析対象とされている。増山幹高によって開発された「国会審議映像検索システム」⁽²¹⁾ (増山・竹田 2015) を用いることで国会審議の映像を容易に収集できるようになったためであり、このシステムを用いた研究がいくつか公刊されている (石橋・岡本 2015; 木下 2015a; 松浦 2015)。

第 4 は、請願制度を対象とした研究である。請願とは、市民が「国又は地方公共団体の機関に対し、その職務に関する事項について希

望や要望を申し立てる行為」(辻村・山元 2018: 105) であり、「市民の声を直接国会に届けるための、唯一の公式ルート」(大山 2009: 247) であると位置付けられるものである。憲法学の立場からは、請願制度の意義や実態を明らかにする研究がいくつか行われている (永井 1960; 吉田 1993; 2000; 2008; 渡辺 1980; 1995)。ほかには、請願が現実政治に影響を及ぼした事例の解説 (菊池 2001) や、主に国立国会図書館や衆議院、参議院の事務局の職員による、請願制度についての詳細な解説がある (赤坂・奈良岡 2011; 菊池 2001; 関 1996; 高野 1989; 田中 2006; 原 1995; 堀田 1993; 峯 1998)⁽²²⁾。請願を対象とした研究は極めて少なく、とりわけ政治学の立場からは全くと言ってよいほど研究が行われていない。

第 5 は、議院運営委員会を対象とした研究である。周知のとおり、議院運営委員会は国会運営において極めて重要な役割を果たす組織である。議院運営委員会においては全会一致の慣行が存在し、これが国会における野党の影響力行使の源泉の 1 つであることは広く指摘されてきた (岩井 1988; 佐藤・松崎 1986; Mochizuki 1982 など)。しかし、議院運営委員会が実際にどのように機能しているのかは明らかにされてこなかった。こうした中、坂本 (2000) は、第 147 回国会のみと分析対象が極めて限定されてはいるものの、委員会における会派構成を明らかにするなど、議院運営委員会の実態の解明を試みている。また川人 (2002) は、詳細なデータを用いて衆議院の議院運営委員会を対象とした分析を行い、既存研究で強調されてきた全会一致の慣行は「神話」(川人 2002: 9) であると強調してい

る。具体的には、この研究では、1980 年代以降、それ以前よりも議院運営委員会において多数決採決が行われることが増え、現在では会期中に多数決採決が複数回行われることが一般的になっていることが明らかにされている。

第 6 は、内閣不信任案に関する研究である。議院内閣制の下では、内閣の存立には議会の信任が必要となるが、内閣不信任は信任を問う制度の 1 つであると位置付けられる（川人 2015）⁽²³⁾。政治的には極めて重要な制度であるにもかかわらず、事例紹介を行っている前田（2001）を例外として、内閣不信任案を対象とした研究はほとんど行われてこなかった⁽²⁴⁾。こうした中、詳細なデータを用いて内閣不信任案の効果について分析を行ったのが、増山（2009a）である⁽²⁵⁾。増山によれば、内閣不信任案には 2 つの効用があり得る。1 つ目は、立法的効用であり、野党は内閣不信任案を提出することで与党の立法を妨害し、与党から立法的な譲歩を引き出すというものである。2 つ目は、選挙的効用であり、野党は内閣不信任案を提出することで、来たる選挙に向けて態度表明・意思表示を行うというものである。野党は内閣不信任案を与党に否決させることで、与党にそれまでの政策的な責任があることを明確にするという。増山は、内閣不信任案の提出が「立法的生産性」、すなわち内閣提出法案の成立数を減少させていないことを示し、内閣不信任案には選挙的効用があると主張した。

以上の整理と検討から明らかなおお、国会内の制度を対象とした研究に関しては、各制度の詳細や運用の実態を記述的に明らかにする研究は一定数蓄積されてきている。しか

し、詳細なデータを用いて厳密な実証分析を行っている研究は、依然として蓄積が少ないとまとめることができるであろう。

IV. 政党組織や議員行動を対象とした研究

本章では、政党組織や議員行動を対象とした研究を概観する。以下、第 1 節では政党組織を対象とした研究を、第 2 節では議員行動を対象とした研究を、それぞれ概観する。

1. 政党組織を対象とした研究⁽²⁶⁾

本節では、政党組織を対象とした研究を概観する。なお、政党組織研究の対象は、政策審議機関や役職人事の制度、候補者指名方式、党首選出方式など多岐にわたるが、本稿の関心は議会にあるので、広義の立法過程として位置付けられる政策審議機関を対象とした研究のみを取り上げる。

周知のとおり、日本の政策決定過程では事前審査制が採用されている。事前審査とは、「内閣が国会に予算・法案等を提出するにあたり、閣議決定前に自民党が審査する手続き」（奥 2015: 2）である。内閣提出法案の実質的な審査をはじめとして、あらゆる政策決定は事前審査に基づき行われてきた。ゆえに、事前審査制は、日本の立法過程の重要な側面の 1 つであると考えられてきた⁽²⁷⁾。

事前審査制を対象とした研究が活発に行われるようになったのは、2000 年代に入ってからである。具体的には、以下の 2 つの点をめぐって議論が展開されてきた。

第 1 は、事前審査制の採用理由である。これまでの研究では、大まかに 2 つの理由が指摘されてきた。ひとつは、国会の議事手続である（大山 2003b; 2011; 川人 2005）。大山は、日本の内閣には国会審議に関与する権限が付与されていないことを強調する。具体的には、内閣は (1) 議事日程（審議スケジュール）の決定に関与できず、(2) 内閣提出法案の自由な修正を行うことができず、(3) 内閣提出法案の成立を促す手段を有していないという（大山 2011）。一旦法案を国会に提出した後は、内閣は与党（会派）に法案審議を委ねるほかないのである。それゆえ、内閣にとっては、国会に法案を提出する前に与党議員の了承をとりつけ、党議拘束をかけておくことが、内閣提出法案の成立を確実なものとするために不可欠となる。大山によれば、事前審査制は国会が強い自律性を有する制度の下で、内閣が法案の成立を確実なものとするために不可欠な仕組みである。

もうひとつの理由は、二院制である（石間 2018）。石間は、大山らが着目する「議会慣習や法律による制約は、議会多数派の意思によって変更可能であるため、多数派によって変更できないような、より上位に位置する制約を踏まえ事前審査」（石間 2018: 48）制の採用理由について考察すべきであるという。石間が注目するのは、権限関係が対等な二院制である。権限関係が対等な二院制の下では、法案成立には二院間の合意、すなわち上院議員と下院議員の意思の調整が不可欠となるが、この調整を議会内の委員会で行うことは難しいという。なぜなら、超党派による議論が行われ、法案の成立が危ぶまれる恐れがあるからである。よって、対等な二院制の下では、

両院間の意思の調整は議会の外、すなわち政党内部での事前審査において行われることになると、石間は主張する。日本とオーストラリアの主要政党を対象とした分析からは、法案を議会に提出する前に政党内部で審査が行われていること、党内の政策委員長に上院議員も就任していることが示された。そして、自民党の部会活動の分析からは、野党議員が参議院の常任委員会委員長職に就いている（特に委員会において意思の調整を行うことが難しい）場合、委員会と対応する部会の活動が増加することが明らかにされた。

第 2 の論点は、事前審査制の起源である。2000 年代以降の研究者の議論を振り返ると、事前審査制の起源については、1962 年に自民党の赤城宗徳総務会長が大平正芳官房長官に宛てた書簡（いわゆる赤城書簡）⁽²⁸⁾を起点として始まったとする見解が通説であったと言える（飯尾 2007; 大山 2011; 川人 2005; 久米 2011; 野中 2008 など）。例えば、大山（2011）は、「事前審査の起源は、1962 年 2 月に当時の自民党総務会長であった赤城宗徳が内閣に対して行った依頼にあるとされる。」（78）と説明している。野中（2008）も、「1962 年の赤城総務会長による書簡が、与党自民党による法案の事前審査体制への嚆矢であり、早くも 60 年代の後半にはほぼ定着したと考えられる。」（185）と明示的に指摘している。

それに対して、近年、新たな見解を提示したのが奥健太郎である（奥 2014）。奥は、自民党の政務調査会の活動記録である『政調週報』について分析を行い、事前審査制の起点は第 24 回国会（1955 年）で、それが定着したのは 1960 年代初頭であり、「赤城書簡は事前審査制の『嚆矢』ではなく、制度化の最終

局面を意味する文書として理解されるべきもの」(奥 2014: 74)であることを示した⁽²⁹⁾。奥の研究以外にも、赤城書簡以前に事前審査が行われていたことに言及する研究(岩井 1988; 佐藤・松崎 1986; 曾根 2002; 福元 2000)や、事前審査制の起源は帝国議会時代に見られると主張した研究(向大野 2006)は存在したものの、政党の活動の実態について詳細な分析を行ったのは奥が初めてである。

以上のほかにも、事前審査制や事前審査の場となる政策審議機関を対象として研究が進められている。奥は、前述の研究のほかにも、母子福祉資金貸付法の改正過程を対象として官僚の視点から見た事前審査制の実像を明らかにした研究(奥 2016a)、健康保険法改正問題を事例として自民党結党直後の政務調査会における政府与党間調整や与党内調整の実態を明らかにした研究(奥 2016b)、自民党の事前審査制への適応の時期が 1959 年であったことを主張する研究(奥 2018)、事前審査制の源流と生成についての共同研究(奥・河野 2015)、小泉政権期の政策形成過程に焦点を当てた共同研究(奥・黒澤 2022)など、事前審査制についての研究を精力的に公刊している。中北(2017; 2019)は、1990 年代以降常態化した連立政権の下での事前審査制、特に連立与党間の調整の仕組みを明らかにしている。濱本(2018)は、小泉政権期における事前審査制見直しの試みを整理している。朴(2021)は、日本と韓国を対象とした分析を行い、執政制度と選挙制度の組み合わせが立法前協議制度の在り方に影響を及ぼすと主張している。Krauss and Pekkanen(2011)は、歴史的制度論に依拠して自民党政務調査会の起源と発展過程、変容過程を分析している。事前

審査の最終段階である総務会に特化した分析も進められている(小宮 2015; 西川 2016)。かつて政権与党にもなった民主党を対象とした研究も行われ、結党時以来の政策決定手続きの様相や政策審議機関である政策調査会の活動の実態(濱本 2015a)、政権与党時代の政策決定手続きの変遷(伊藤・宮本 2014; 日本再建イニシアティブ 2013; 濱本 2015a)などが明らかにされている。

以上の整理と検討から明らかなおと、日本の立法過程の重要な側面の 1 つである事前審査制及び政策審議機関の様相が明らかにされつつある、とすることができるであろう。

2. 議員行動を対象とした研究⁽³⁰⁾

本節では、1990 年代以降の議員行動を対象とした研究を概観する。以下、第 1 項では政党内での行動を対象とした研究を、第 2 項では国会内での行動を対象とした研究を、それぞれ概観する。なお、議員の活動は、議会(及びその周辺)での活動と選挙区での活動との 2 つに大きく分けられるのが一般的であるが(Fenno 1978)、本稿の関心は議会にあるので、前者のみを取り上げることになる。

(1) 政党内での行動を対象とした研究

第 II 章で述べたとおり、佐藤・松崎(1986)や猪口・岩井(1987)によって、自民党議員が党内の政務調査会の各部会において実質的な政策形成を行っていること、そして部会での政策活動を通じて政策的、政治的能力を獲得した族議員が、政策形成において大きな影響力を行使していることが明らかにされた。しかし、これらの研究では、そもそも議員がなぜ族議員となるのか、より一般的に言えばな

ぜ政策に関与するのには自明視され、十分に説明がなされていなかった。

この問題は、1990年代の議員行動研究において合理的選択理論に依拠した分析が行われるようになって克服された。合理的選択とは、「個々の政治的アクターたちが、与えられた制約の中で自らが得る『効用 (utility)』を最大化することであり、合理的選択理論とは、そうした選択 (の積み重ね) の結果として政治現象のパターンを説明しようとする考え方を指す」(河野 2011: 36)。この分析アプローチは、アメリカ政治研究では既に 1980年代に主流となっていたが、1990年代に河野勝 (河野 1991; 1994; 1995; Kohno 1992; 1997) やフランシス・ローゼンブルースら (Ramseyer and Rosenbluth 1993=1995) によって、日本政治研究にも取り入れられた。以後、議員の目標が「再選」(Mayhew 1974=2013)、あるいは「再選」、「昇進」、「政策」の3つ (Fenno 1973) であることを前提として分析が行われることが一般的となったのである。

自民党議員の党内での政策活動についての研究で強調されたのは、衆議院の選挙制度の影響である。1つの選挙区から3~5人を選ぶ中選挙区制の下では、自民党執行部は、国会において過半数の議席を確保するには同一選挙区に複数の候補者を擁立せざるを得なかった。その帰結として、選挙区内で自民党議員同士の競争が展開されることになり、議員は自身の「再選」のために、同僚議員との「票割り」を行い (差別化を図り)、有権者にアピールしなければならなかったのである。この点について、Ramseyer and Rosenbluth (1993=1995) や McCubbins and Rosenbluth

(1995) は、自民党議員は同一選挙区と同僚議員とは異なる部会や調査会において政策活動を行うことで差別化を図っていると主張した。

自民党議員の党内での政策活動について、最も体系的な議論を行ったのは建林正彦である (建林 2000; 2004)。建林は、まず、議員の「票割り」には、候補者が「選挙区内の異なる地域の代表として差別化をはかる」地域割りと、候補者が「相互に異なる政策分野の専門家として特化し、差別化をはかる」セクター割りの2つが存在し、両者は代替的な関係にあると主張した (建林 2004: 49)。地域割りが行われている選挙区の場合、各候補者はいずれも各地域の代表として政策活動に従事すべく、公共事業を典型とする地域集中的なサービスに注力する。その結果、政策領域に関連した部会、すなわち農林、水産、商工、建設などの部会に重複して所属する傾向にある。他方、セクター割りが行われている選挙区の場合は、議員同士で政策的な差別化が行われる結果、部会への重複所属は見られないという。そこで、建林は地域的票割りの度合いを示す RS 値を独立変数とした分析を行い、RS 値の平均が高い選挙区の議員ほど部会の重複数は多くなる (政策的な棲み分けの程度は低くなる) こと、RS 値が高い議員、すなわち地域集中型の集票戦略を採用している議員ほどポークバレル型 (農林、水産、建設) の部会・調査会に所属する傾向にあることを示した。中選挙区制の下で、自民党議員が、自身の「再選」可能性を向上させるべく、特定の政策領域において活動を行い、専門性を身につけ族議員となっていくことが明らかにされたのである。地域割りの存在については、Curtis (1971=2009) などでも指摘され、水崎・

森 (2007) では体系的なデータに基づく実証研究も行われていた。セクター割りの存在については、前述のとおり Ramseyer and Rosenbluth (1993=1995) や McCubbins and Rosenbluth (1995) によって指摘されていた。建林の研究は、2 つの「票割り」が代替的な関係にあることを明確に実証した点が特筆される。建林はほかにも、中選挙区制が中小企業政策に与える影響についての研究 (建林 1997) を行うなど、自民党議員の政策活動の様相を明らかにすることに大きく貢献した。

中選挙区制下と比べて、小選挙区比例代表並立制下の自民党議員の党内における政策活動を対象とした研究は、ほとんど行われていない。それは、ひとつにはデータ上の制約のためでもある。すなわち、自民党内で部会がオープン参加となり、『自由民主党政務調査会名簿』が発行されなくなった結果、各部会のメンバーシップを特定することができなくなってしまったためである (建林 2004)。とはいえ、データが制約されている中でも、全く研究が行われていないわけではない。

より近年の研究に共通するのは、日本政治に大きな影響を与えたと考えられる 1994 年の衆議院の選挙制度改革の影響で議員のインセンティブに変化が生じたことに着目している点である。小選挙区制中心の選挙制度の導入は、同一選挙区内での自民党議員同士の競争が基本的には無くなったことを意味し、議員は同僚議員との政策的な差別化を図る必要が無くなった。また、中選挙区制下よりも当選ラインが大幅に上昇したことで、より広範な有権者にアピールすることが必要となった。こうした背景から、議員の政策活動に実際に変化が見られるかどうかを検証されている。

例えば濱本 (2007; 2018) は、選挙制度改革前と比較して改革後は、議員がより多くの政策分野の部会に参加する傾向にあることを示し、議員の「政策選好の限定的拡大」 (濱本 2007: 91) が生じていると主張した。Fujimura (2015) も、自民党内だけでなく、内閣、国会の役職をも対象とした分析を行い、中選挙区制下の議員と比較して小選挙区制下の議員は、より多くの政策領域の役職に就任する傾向にあること、また一般利益に関連した (非個別利益誘導的な) 政策領域の役職に就任する傾向にあることを明らかにした。

(2) 国会内での行動を対象とした研究

日本では、長らく国会内での議員の行動についてはほとんど分析が行われてこなかった。その背景には、内閣が国会に法案を提出する前に与党内で精緻な事前審査を行っており、また政党の一体性が諸外国の政党と比較しても極めて高い (藤村 2010) という認識があった。しかし 2000 年代後半以降、欧米の議会研究の影響も受け、複数の研究によって国会内部における議員の活動 (議会活動) の実態が明らかにされつつある。

とりわけ研究が進められてきたのは、委員会活動についてである。中でも議員の委員会における発言の分析を精力的に行っているのは、松本俊太である。松本 (2007) は、日本の国会の委員会は、その変換機能に注目が集まっていたこともあり、期待される機能を果たしていないと批判されることが多かったという。そこで松本は、55 年体制後半 (第 92~126 回国会) の衆議院の常任委員会における自民党所属議員の発言の実態を分析した。そして、「委員会や争点によっては、自民党議員

も政府や党に対して、より一層の努力を要求する発言や、さらには政府・党に真っ向から逆らう発言」(松本 2007: 437) を行っていることを示した上で、討議機能に着目すれば委員会は一定程度機能していると主張した。

松本・松尾 (2011) は、1980 年代から 2000 年代にわたる衆議院議員の委員会における発言を分析し、以下の点を明らかにした。第 1 に、議員の地元利益志向に着目した分析では、農林水産委員会において農村地域を代表し選挙で弱く、シニオリティの低い議員が多く発言していることなどを明らかにした。第 2 に、党派政治に着目した分析では、予算委員会においてシニオリティの高い議員が多く発言していることを明らかにした。第 3 に、議員の専門性に着目した分析では、社会労働・厚生労働委員会においては医師及び労働組合出身の議員が、法務委員会においては法曹出身の議員が多く発言していることを明らかにした。続いて松本と松尾は、委員会での発言が議員の「再選」目標などの達成に有用であり、この意味で国会は「議員個人のためにある」(松本・松尾 2011: 84) と主張した。

一方、藤村直史は、同じく委員会活動に着目しつつも、活動は政党執行部によって管理されていると主張する (Fujimura 2012)。すなわち、政党執行部は、特殊利益 (農林水産、経済産業、国土交通) 委員会では、党所属議員が「再選」目標を達成できるように自由な活動を行うことを容認する一方で、一般利益 (外務、安全保障) 委員会では自党の見解に沿った議事運営を行えるように党所属議員の活動をコントロールしている、というのである。

このような研究成果を通して、議員の委員会活動を分析対象とすることが一般的になった⁽³¹⁾。委員会活動の分析には、ほかにも中選挙区制の時代 (第 118~137 回国会) を対象として、衆議院議員の委員会における発言を分析している Ono (2015) がある。「再選」を目指す議員は、有権者へのアピールのために、自身の個人属性を生かして委員会活動に従事するという。例えば、地方政治家経験を有し地元との強固な繋がりを持つ議員は自らの支持基盤を利するような個別利益誘導的な委員会において、法曹経験があり法律知識を有する議員は一般利益志向の (非個別利益誘導的な) 委員会において、それぞれ発言を行う傾向にある、というのである。

1994 年に行われた衆議院の選挙制度改革が委員会活動に及ぼした影響を検証する研究も行われている。前述の松本・松尾 (2011) は、まず、選挙制度改革後に委員会における議員の発言量が増大していること、とりわけ与党議員の発言量が増大していることを示した。続いて委員会別の分析では、農林水産委員会と予算委員会において、選挙制度改革後に与野党ともに発言量が増加していることが見て取れるという。また、濱本 (2007; 2018) も、衆議院の選挙制度改革によって自民党議員のインセンティブが変化した結果、議員が発言を行う委員会に偏りがなくなっている (「政策選好の限定的拡大」(濱本 2007: 91) が生じた) ことを論証している。

さらに、衆議院の選挙制度である小選挙区比例代表並立制、特に復活当選の制度が委員会活動に及ぼす影響に着目したのは、吐合 (2022) である。吐合によれば、選挙区内に現職議員が複数存在する場合、そうでない場合

と比較して、議員にとって有権者に対する業績誇示や宣伝の必要性がより高まる。そのため議員は、自身の「再選」可能性を向上させるべく、個別利益誘導的な「分配政策」をより重視するようになるという。1996 年から 2014 年までの衆議院議員（小選挙区選出）を対象とした分析の結果、対立候補の復活当選を許した議員は、農林水産委員会に所属する傾向にあること、農林水産委員会及び国土交通委員会において発言を行う傾向にあることが示された。

以上の研究が衆議院議員を対象としていたのに対して、参議院議員を対象とした研究も進められている。ただし、後者の研究の主眼は、参議院議員の活動の実態の解明というよりは、むしろ参議院の選挙制度の多様性に着目し、選挙制度が議員行動に及ぼす影響を検証することにあると思われる。例えば Fujimura (2016) は、参議院の選挙制度の多様性が議員の委員会出席に与える影響を検証している。藤村によれば、選挙制度によって、議員の個人票の掘り起こしのインセンティブと、選挙区との地域的コネクション形成のインセンティブが異なるという。両インセンティブが強い SNTV (中選挙区制) 選出議員は、昇進及び政策目標への関心が弱いのに対し、個人票インセンティブは強いものの地域的コネクション形成のインセンティブが弱い PR (非拘束名簿式比例代表制) 選出議員は昇進及び政策目標に強く関心を抱くと予想した。そして、PR 選出議員、SMD 選出議員、SNTV 選出議員の順に、委員会への出席が少なくなることを論証している。同時に、議員の選挙の強さ、選挙の近接性（選挙年か否か）も、委員会出席に影響を与えていることが明らか

にされている。

Fukumoto and Matsuo (2015) は、参議院が半数改選制を採用していることに着目して、選挙の圧力が参議院議員の委員会活動に与える影響を分析している。一般に、議員は選挙活動と議会活動の双方に従事するが、両者のバランスをいかに調整するのかが問題となる。そこで議員は、選挙が近づくと選挙活動を重視するべく議会活動量を減少させ、それを補うために議会活動の効率性を上げるのだという。この議論を検証するべく、議会活動量として、国会における出席日数、発言日数、発言文字数に加えて、議会活動の効率性として、出席日当たりの発言日数と発言日当たりの発言文字数とに着目した。分析の結果、改選を控えた議員は非改選議員と比較して議会活動量は少ないものの、効率的に議会活動に従事していることが明らかにされた。

以上の研究では、主として委員会における一般委員の活動が分析対象とされてきたが、委員会の委員長に着目したのは、Rehmert and Fujimura (Forthcoming) である。Rehmert and Fujimura によれば、委員長は委員会での議事運営に関して強力な権限を有しているため、政党執行部にとって誰を委員長に任命するかは、議会運営に影響を及ぼす極めて重要な問題である。ゆえに、政党執行部は円滑な議会運営を行うべく、戦略的に委員長ポストの配分を行っているという。2003 年から 2017 年の自民党議員を対象とした分析の結果、政党執行部は、自身の政策的立ち位置に近い議員を高次政策（財務金融、外務、安全保障など）委員会の委員長に任命する傾向にあることが確認された。

以上、委員会活動を対象とした研究を取り上げてきたが、その他の活動についても研究が進められている。例えば根元・濱本 (2013) は、衆議院の選挙制度改革が議員の立法活動及び質問活動に与えた影響を検証している。彼らは、選挙制度改革によって政党本位・政策志向の選挙競争が展開されるようになり、その結果、「議員は自身の選挙区の『パロキアルな代弁者』という役割を弱め、政党全体の評価を高めるべく時間と労力を費やすようになり、そうした努力が立法活動の増加につながる」(根元・濱本 2013: 118) と主張する。そして、質問活動の分析からは、選挙制度改革後に質問主意書の提出数は増加したものの、「パティキュラリスティック」な政策を管轄する省庁に向けられた質問や特定の有権者や団体の声を代弁した質問が減少した(「情報入手・争点喚起型の質問が相対的に増加した」(同: 127)) という。さらに、立法活動の分析からは、選挙制度改革後に、情報入手・争点喚起型の質問主意書を多く提出している議員ほど、議員立法を多く行っていることが明らかにされた。

前述の Ono (2015) は、衆議院議員の立法活動についても分析を行っている。具体的には、委員会活動の分析と同様に議員の個人属性に着目し、地方政治家経験を有し地方との強固な繋がりを持つ議員は自らの支持基盤を利するような個別利益誘導的な立法活動を、法曹経験があり法律知識を有する議員は一般利益志向の(非個別利益誘導的な)立法活動を、それぞれ行う傾向にあることを明らかにした。

そして、近年は議員の造反を対象とした研究も行われている。造反とは、議員が議場投票において、所属政党(会派)の方針に反す

る投票を行うことである。日本において造反は極めて稀な現象であると考えられてきたが、1990年代中頃以降一定数行われるようになってきたことが、谷(2003)や濱本(2015b; 2018)によって明らかにされた。また、特定の法案や期間を対象として、どのような議員が造反を行ったのかを検証する研究も行われている。例えば、2005年の郵政民営化法案における自民党議員(武蔵 2021; Fujimura 2007; Imai 2009; Nemoto, Krauss, and Pekkanen 2008)や、1990年代の政治改革法案(菅原 2000; Kawato 2000)、1990年代の首班指名選挙(菅原 2000)、民主党政権期(小島 2015)を対象とした研究などが行われている。

以上整理した研究の動向を見ると、政党規律が強く政党の一体性も極めて高い日本の国会においても、議員の行動が多様であることが次第に認識されるようになってきた、と言えることができるであろう。

V. 今後の展望

前章までで、日本の議会研究の今日までの展開を整理した。その要点は以下の4つにまとめられる。第1に、1980年代に「国会機能論」が登場して以降、政治学において「国会無能論」の立場に立つ研究はほとんどなくなった。第2に、「国会機能論」は、国会の組織や立法過程を対象とした研究(Mochizuki 1982など)と、自民党(政党組織、議員行動)研究(猪口・岩井 1987; 佐藤・松崎 1986など)の2つに分けられ、各々の流れを汲む形で1990年代以降の議会研究が発展していった。第3に、国会の組織や立法過程を対象と

した研究は、法案を分析単位とする研究、二院制についての研究、国会内制度を対象とした研究の3つに分けられる。第4に、政党組織や議員行動を対象とした研究は、政党内部に設けられた政策審議機関を対象とした研究と、議員の政党内や国会内における行動を対象とした研究の2つに分けられる。

以上の整理と検討から明らかなとおり、日本の国会については様々な視点からの研究が蓄積されてきた。しかし、先行研究には以下の4つの課題が残されている。第1に、近年の国会について法案に着目した分析がほとんど行われていない。日本の議会研究を切り開いた福元や増山、川人による研究が主に分析対象としていたのは、いわゆる55年体制の時代であった。しかし、1990年代以降、日本政治は種々の重要な制度改革を経験し、国会を取り巻く環境は大きく変化してきた。例えば、衆議院の選挙制度を中選挙区制から小選挙区比例代表並立制に変更した1994年の選挙制度改革は、その結果として、少なくとも一時期二大政党化を促し政党組織の集権化をもたらしたといわれている。また、橋本政権下、及びそれ以降に断続的に行われてきた行政改革も、重要な改革であった。具体的には、内閣官房の拡充や内閣府の新設、内閣法の改正による首相の発議権の明記、省庁再編などによって、首相が意思決定を行う際に依拠できる人的資源や法的権限が増大したからである。これらの改革の結果として、日本政治は二大政党が競争しその勝者が与党として迅速に政権運営を行っていく「多数主義型民主主義」の方向に変化した、との評価さえなされたほどである(待鳥 2012)。このような様々な変化は、与野党の競争の舞台である国会に

どのように反映されているのであろうか。新しい政治的環境の下での国会の立法活動を分析することが、大きな課題として残されている。

第2に、立法機能以外の国会の機能について、十分に分析が行われていない。粘着性論を提示したMochizuki(1982)や多数主義論を提示した増山(2003)など、これまでの研究の多くは法案の成否に着目してきた。すなわち、国会が法案をいかに成立させているのか、あるいは国会が法案をいかに廃案や修正に追い込んでいるのか、といった国会の立法機能に焦点が当てられてきたのである。しかし、政治学全般においては、かねてから議会には複数の機能が備わっていると考えられてきた(岩井 1988; 大山 2003a; 藤村 2023)。立法以外の機能に着目した研究が全く行われてこなかったわけではないが、依然としてそのような研究の蓄積は少なく、また立法以外の機能に関するこれまでの研究では、定量的な分析がほとんど行われていない(田中 2012)、参議院については全く分析がなされていない(根元・濱本 2013)、日常の政府統制の手段であると考えられる議会質問については全く分析が行われていない(木下 2015b)、などの問題を指摘できる。以上のことから、立法機能以外の機能に関する分析をより積極的に進めていく必要があると考える。

第3に、これまでに見落とされてきた議会活動が存在する。前述のとおり、これまでの研究で主に取り上げられてきたのは委員会活動であり、一部の研究では立法活動や質問活動が取り上げられていた。しかしながら、議員の活動をつぶさに観察してみると、一定数の議員が活発に取り組んでいるにもかかわらず

ず、これまでに取り上げられてこなかった議会活動が存在する。具体的には、議員による請願の紹介である。日本の国会議員の議会活動の全体像をさらに明らかにするには、こうした未解明の活動の中で、一定の重要性が見出される活動については着目していくべきであろう⁽³²⁾。

第 4 に、分析対象を拡張していく必要がある。これまでの研究の多くは、法案審議や議員の活動などに関する数量データを対象として分析を行ってきた。しかし近年では、データ収集及びデータ分析の技術の発展により、様々なデータを対象として議会や議員行動について分析を行うことができるようになってきている。代表的なデータの 1 つにテキストデータがある。テキストを計量的に分析する手法 (text as data) (Grimmer, Roberts, and Stewart 2022; Grimmer and Stewart 2013) は、今日の欧米の政治学では広く用いられているが⁽³³⁾、日本の議会研究ではあまり用いられて

いない⁽³⁴⁾。日本には「国会会議録検索システム」⁽³⁵⁾が存在し、第 1 回国会 (1947 年) から現在に至るまでの国会会議録のテキストデータを容易に収集できる⁽³⁶⁾。よって、国会会議録のテキストデータを対象とした分析を行うことで、国会審議の様相を明らかにすることができる。さらに、映像や音声データを対象とした分析も考えられる。前述のとおり、増山幹高によって「国会審議映像検索システム」が開発されたことにより、従来は収集が容易ではなかった国会審議の映像を収集することができるようになってきている。このシステムを用いることで、議員の感情や表情などに着目した分析を行うことも可能であろう。

これらの課題に対応する形で研究を進めることで、日本の議会政治に関する理解を深めていくことができるだけでなく、日本の民主主義の在り方を考えるための手掛かりをも得ることができると考えられる。

(注記)

- (1) 例えば、村松 (1985) は、国会の役割が軽視されてきた理由の 1 つとして、日本の政治学において官僚優位論が優勢であったことを明示的に指摘している。
- (2) 官僚優位論と多元主義論の間の論争については、河野 (2011) を参照。
- (3) 村松の研究のほかにも多元主義論に立つ研究が相次いで発表された (猪口 1983; 大嶽 1979; Muramatsu and Krauss 1984 など)。
- (4) Krauss (1984) は、1970 年代の保革伯仲現象 (伯仲国会) の結果として、与野党協調

の国会運営が制度化したと主張している。

- (5) 具体的には、法案受領から委員会付託までは本会議における趣旨説明及び総理答弁に、委員会審査では委員会総理答弁、委員会討論、及び附帯決議に、委員会議決から本会議議決までは質疑、中間報告、少数意見報告、討論、及び記名投票に、それぞれ着目している。
- (6) 増山 (2015) でも、同じ議論が紹介されている。
- (7) 福元の研究に関しては、「粘着性論の部分的精緻化」(川人 2005: 6) との評価さえなされている。

- (8) 川人 (2015)でも、同じ議論が紹介されている。
- (9) 川人は、このような日本の制度を「権力分立制と組み合わされた国会中心主義と議院内閣制」(川人 2005: 14)と呼ぶ。この概念については、川人 (2004; 2010)も参照。
- (10) Kawato and Masuyama (2015)では、より近年の国会を対象として、内閣提出法案と議員提出法案とを対比させる形で分析を行っている。
- (11) 増山は、このような分析の仕方を「観察主義」と呼び、批判した(増山 2003: 21)。
- (12) なお、法案審議に関する詳細なデータ分析の必要性は、1980年代に坂本孝治郎によって指摘されていた(坂本 1987a; 1987b; 1988)。
- (13) 海外の議会研究でも、法案を分析単位とした研究が行われるようになっている(Döring 2001; Döring and Hallerberg 2004; Martin 2004; Martin and Vanberg 2004; 2005; 2011など)。
- (14) 福元と増山の間では、論争も繰り広げられた(福元 2004; 増山 2004; 2006)。この論争の解説として、待鳥 (2004)を参照。
- (15) 国際比較の視点からも、日本の上院(第二院)の権限は強いとの解釈がある(Lijphart 2012=2014; Russell 2012; Vatter 2005)。
- (16) ほかに竹中は参議院を対象とした研究を複数発表している(竹中 2004; 2005; 2008)。
- (17) 「ねじれ国会」は、「日本型分割政府」(竹中 2004)、「分裂議会」(松浦 2017a)と表記される場合もある。
- (18) 類似のアプローチを採用する研究として、岡田 (2014)や田中 (2015)がある。
- (19) 「参議院議員通常選挙データベース(参院選 DB)」<<http://db.cps.kutc.kansai-u.ac.jp>> (最終閲覧日は 2023 年 3 月 5 日)
- (20) ほかに、菅原は、本会議(山内・菅原 2005)や委員会(菅原 2005a)の活動の様相を明らかにする研究を発表している。
- (21) <https://gclip1.grips.ac.jp/video/> (最終閲覧日は 2023 年 3 月 5 日)
- (22) なお、帝国議会時代の請願に関しては、葦名 (2010)や趙頌による研究(2018a; 2018b; 2018c; 2019a; 2019b)がある。
- (23) ほかに、内閣が発足する際に議会の明示的な信任を得ることを求める制度(就任時信任投票)や、政府が議会に対して信任を求める制度がある(川人 2015)。
- (24) なお、帝国議会における不信任案の実態を明らかにした研究としては元尾 (2009)がある。
- (25) 増山 (2009b)は、増山 (2009a)の資料的補足として、衆議院議院運営委員会における内閣不信をめぐり議事協議の変遷を整理している。
- (26) 海外の研究も含めた政党組織研究に関する詳細なレビューとして、石間 (2019a; 2019b; 2019c)を参照。
- (27) 同時に、国会審議の形骸化を招く大きな要因でもあるとされてきた(大山 2003b; 2011)。
- (28) 赤城は「各法案提出の場合は閣議決定に先立つて総務会に御連絡を願ひ度い 尚政府提出の各法案については総務会に於て修正することもあり得るにつき御了承を願ひ度い」と述べていた(「自由民主党総務会長提出 法案審議について」『内閣公文・国政

- 一般・政党・政党の申入、要望・A52-5・第5巻』国立公文書館デジタルアーカイブ <<https://www.digital.archives.go.jp/DAS/meta/listPhoto?LANG=default&BID=F000000000000268460&ID=M0000000000001159971&TYPE=>> (最終閲覧日は 2023 年 3 月 5 日))。
- (29) このような奥の見解に対しては、法律案の審査手続きを記した政府側の資料(『内閣関係事務処理要領』)の分析を通じて川人貞史が反論を行っている(川人 2016)。
- (30) 海外の研究も含めた議員行動研究に関する詳細なレビューとして、吐合(2021)を参照。
- (31) こうした変化を踏まえて、委員会活動に着目する研究を、国会の機能についての(多数主義論に続く)第5の見解として位置付ける論者も存在する(福元 2011; 藤村 2023)
- (32) 五ノ井・小川(2019; 2022; 2023)は、議員が国会に請願を紹介するという行為を議会活動の1つとして捉え、分析を行っている。
- (33) テキストデータを対象とした欧米の議会研究のレビューとして、Slapin and Proksch(2014)を参照。
- (34) 前述の野中(2019)のほかには、五ノ井・小川(2018)や Curini, Hino, and Osaki(2020)などがある。
- (35) <https://kokkai.ndl.go.jp/#/> (最終閲覧日は 2023 年 3 月 5 日)
- (36) 松尾晃孝によって開発された R の kaigiroku パッケージ <<https://cran.r-project.org/web/packages/kaigiroku/index.html>> (最終閲覧日は 2023 年 9 月 8 日)
- を用いることもできる。
- (参考文献)
- 日本語文献
- 赤坂幸一・奈良岡聰智編著. 2011. 『今野彘男オーラルヒストリー 国会運営の裏方たち—衆議院事務局の戦後史—』信山社.
- 浅野正彦. 2006. 『市民社会における制度改革—選挙制度と候補者リクルート—』慶應義塾大学出版会.
- 浅野善治・高橋和之・高見勝利・成田憲彦. 2000. 「〔座談会〕期待される国会像」『ジュリスト』1177, 2-36.
- 葦名ふみ. 2010. 「帝国議会衆議院における建議と請願—政府への意見伝達手段として—」『レファレンス』60(11), 93-115.
- 新正幸. 2017. 『立法過程と立法行為—憲法の理論と判例—』信山社.
- 飯尾潤. 2007. 『日本の統治構造—官僚内閣制から議院内閣制へ—』中央公論新社.
- 五十嵐敬喜. 1994. 『議員立法』三省堂.
- 石橋章市朗・岡本哲和. 2015. 「国会議員による国会審議映像の利用—その規定要因についての分析—」『レヴァイアサン』56, 80-101.
- 石間英雄. 2018. 「政党内政策組織と強い上院—日豪の事前審査に関する比較研究—」『選挙研究』34(2), 47-57.
- 石間英雄. 2019a. 「比較政党研究の現状と課題(1)—議会政党はどこに?—」『法学論叢』185(6), 105-123.
- 石間英雄. 2019b. 「比較政党研究の現状と課題(2)—議会政党はどこに?—」『法学論叢』186(1), 83-99.
- 石間英雄. 2019c. 「比較政党研究の現状と課題

- (3・完) - 議会政党はどこに? - 『法学論叢』 186 (2), 120-139.
- 石間英雄・建林正彦. 2020. 「二院制と政党組織 - 参議院議員の政策活動 -」 『選挙研究』 36 (1), 35-48.
- 石村健. 1997. 『議員立法 - 実務と経験の中から -』 信山社.
- 伊藤光利. 1987. 「国会のメカニズムと機能 - 一党優位制における議会 -」 『年報政治学』 38, 129-147.
- 伊藤光利. 1990. 「比較議会研究と国会研究 - 対立と協調のダイナミクスの追求 -」 『レヴァイアサン』 6, 172-185.
- 伊藤光利・宮本太郎編. 2014. 『民主党政権の挑戦と挫折 - その経験から何を学ぶか -』 日本経済評論社.
- 猪口孝. 1983. 『現代日本政治経済の構図 - 政府と市場 -』 東洋経済新報社.
- 猪口孝・岩井奉信. 1987. 『「族議員」の研究 - 自民政権を牛耳る主役たち -』 日本経済新聞社.
- 今井亮佑. 2014. 「二院制における多元的民意の反映」 『年報政治学』 65 (1), 59-83.
- 今井亮佑. 2018. 『選挙サイクルと投票行動 - 「中間選挙」としての参院選の意義 -』 木鐸社.
- 岩井奉信. 1988. 『立法過程』 東京大学出版会.
- 岩崎美紀子. 2013. 『二院制議会の比較政治学 - 上院の役割を中心に -』 岩波書店.
- 上神貴佳. 2013. 『政党政治と不均一な選挙制度 - 国政・地方政治・党首選出過程 -』 東京大学出版会.
- 上神貴佳・堤英敬編著. 2011. 『民主党の組織と政策 - 結党から政権交代まで -』 東洋経済新報社.
- 上田章. 2005. 『議員立法五十五年』 信山社.
- 上田章・五十嵐敬喜. 1997. 『議会と議員立法 - 議員立法についての元衆議院法制局長との<対論> -』 公人の友社.
- 白井貞夫. 2007. 『法と政治のはざままで - 素顔の議員立法 -』 花伝社.
- 浦田一郎・只野雅人編. 2008. 『議会の役割と憲法原理』 信山社.
- 大石眞. 2001. 『議会法』 有斐閣.
- 大石眞. 2008. 『憲法秩序への展望』 有斐閣.
- 大石眞. 2016. 『統治機構の憲法構想』 法律文化社.
- 大石眞. 2021. 『憲法制度の形成』 信山社.
- 大石眞・大山礼子編著. 2017. 『国会を考える』 三省堂.
- 太田幸里. 2005. 「質問主意書」 東大法・第 5 期蒲島郁夫ゼミ編 『参議院の研究 第 2 巻 議員・国会編』 木鐸社, 514-531.
- 大嶽秀夫. 1979. 『現代日本の政治権力経済権力』 三一書房.
- 大西祥世. 2010. 「参議院における憲政と憲法」 『ジュリスト』 1395, 22-30.
- 大西祥世. 2017. 『参議院と議院内閣制』 信山社.
- 大山礼子. 1990. 「討論の場としての議会 - 口頭質問の盛衰をめぐって -」 『レファレンス』 40 (11), 4-25.
- 大山礼子. 1996. 「国会改革と議院内閣制 - 議員立法活用論を手がかりとして -」 『一橋論叢』 115 (1), 129-150.
- 大山礼子. 1999. 「参議院改革と政党政治」 『レヴァイアサン』 25, 103-122.
- 大山礼子. 2003a. 『国会学入門 第 2 版』 三省堂.
- 大山礼子. 2003b. 『比較議会政治論 - ウェスト

- ミンスターモデルと欧州大陸型モデル』岩波書店.
- 大山礼子. 2009. 「国会改革と政治参加」坪郷實編著『比較・政治参加』ミネルヴァ書房, 234-254.
- 大山礼子. 2011. 『日本の国会－審議する立法府へ－』岩波書店.
- 岡田信弘編. 2014. 『二院制の比較研究－英・仏・独・伊と日本の二院制－』日本評論社.
- 岡田信弘編著. 2020. 『議会審議の国際比較－【議会と時間】の諸相－』北海道大学出版会.
- 奥健太郎. 2014. 「事前審査制の起点と定着に関する一考察－自民党結党前後の政務調査会－」『法學研究：法律・政治・社会』87 (1), 47-81.
- 奥健太郎. 2015. 「事前審査制とは何か－研究史と本書の挑戦－」奥健太郎・河野康子編『自民党政治の源流－事前審査制の史的検証－』吉田書店, 1-33.
- 奥健太郎. 2016a. 「自民党結党直後の事前審査制－『母子福祉資金の貸付等に関する法律』の改正過程を事例として－」『東海大学紀要』48, 41-61.
- 奥健太郎. 2016b. 「自民党結党直後の政務調査会－健康保険法改正問題の事例分析－」『年報政治学』67 (2), 120-143.
- 奥健太郎. 2018. 「事前審査制の導入と自民党政調会の拡大－『衆議院公報』の分析を通じて－」『選挙研究』34 (2), 33-46.
- 奥健太郎・黒澤良編著. 2022. 『官邸主導と自民党政治－小泉政権の史的検証－』吉田書店.
- 奥健太郎・河野康子編. 2015. 『自民党政治の源流－事前審査制の史的検証－』吉田書店.
- 加藤一彦. 2009. 『議会政治の憲法学』日本評論社.
- 加藤一彦. 2019. 『議会政の憲法規範統制－議会政治の正軌道を求めて－』三省堂.
- 茅野千江子. 2017. 『議員立法の実際－議員立法はどのように行われてきたか－』第一法規.
- 川人貞史. 1996a. 「シニオリティ・ルールと派閥－自民党における人事配分の変化－」『レヴァイアサン』臨時増刊号, 111-145.
- 川人貞史. 1996b. 「自民党における役職人事の制度化」『法学』59 (6), 933-957.
- 川人貞史. 1999. 「1950年代議員立法と国会法改正」『法学』63 (4), 481-518.
- 川人貞史. 2002. 「議院運営委員会と多数決採決」『レヴァイアサン』30, 7-40.
- 川人貞史. 2004. 「国会中心主義と議院内閣制」『レヴァイアサン』35, 131-145.
- 川人貞史. 2005. 『日本の国会制度と政党政治』東京大学出版会.
- 川人貞史. 2008. 「衆参ねじれ国会における立法的帰結」『法学』72(4), 1-32.
- 川人貞史. 2010. 「二重の国会制度モデルと現代日本政治」『レヴァイアサン』46, 96-113.
- 川人貞史. 2014. 「衆参ねじれ国会と政権の運営」西原博史編『立法学のフロンティア 2 立法システムの再構築』ナカニシヤ出版, 111-133.
- 川人貞史. 2015. 『議院内閣制』東京大学出版会.

- 川人貞史. 2016. 「与党審査の制度化とその源流－奥健太郎・河野康子編『自民党政治の源流』と研究の進展に向けて－」『選挙研究』32 (2), 77-86.
- 川人貞史・増山幹高. 2005. 「権力融合と権力分立の立法過程的帰結」『年報政治学』56 (1), 181-200.
- 川村一義. 2011. 「日本の政党制の変容と野党第一党の機能」『GEMC journal』5, 80-103.
- 川村一義. 2012. 「擬似連立政権下の国会運営－自民党派閥と委員会制度－」『GEMC journal』7, 144-163.
- 川村一義. 2013. 「国会研究の現状と国会論の再検討」『東北法学』41, 1-61.
- 菊池守. 2001. 「請願審査の充実－事例研究－」『議会政策研究会年報』5, 193-226.
- 木下健. 2015a. 「国会審議の映像情報と文字情報の認知的差異－政治コミュニケーション論による実証分析－」『レヴァイアサン』56, 117-138.
- 木下健. 2015b. 『二院制論－行政府監視機能と民主主義－』信山社.
- 久保田哲. 2016. 「国会－議会の評価と両院制の展望－」大石眞監修・縣公一郎・笠原英彦編著『なぜ日本型統治システムは疲弊したのか－憲法学・政治学・行政学からのアプローチ』ミネルヴァ書房, 73-98.
- 久米郁男. 2011. 「議会」久米郁男・川出良枝・古城佳子・田中愛治・真淵勝『政治学 補訂版』有斐閣, 193-212.
- 河野勝. 1991. 「自民党－組織理論からの検討－」『レヴァイアサン』9, 32-54.
- 河野勝. 1994. 「戦後日本の政党システムの変
- 化と合理的選択－政治社会学からミクロ的分析へのパラダイムシフトをめざして－」『年報政治学』45, 195-210.
- 河野勝. 1995. 「93年の政治変動－もう一つの解釈－」『レヴァイアサン』17, 30-51.
- 河野勝. 2011. 「日本政治の分析視角」平野浩・河野勝編『新版 アクセス日本政治論』日本経済評論社, 7-46.
- 小島真一. 2015. 「民主党政権における党議拘束からの逸脱の計量分析」『六甲台論集. 法学政治学篇』61 (1・2), 23-37.
- 五ノ井健. 2017. 「日本の議員立法－国際比較の視点から－」『早稲田政治公法研究』114, 1-16.
- 五ノ井健. 2022. 「日本の議会質問－国際比較の視点から－」『LEC 会計大学院紀要』19, 1-26.
- 五ノ井健・小川寛貴. 2018. 「二院制の機能再考－平和安全法制をめぐる国会審議の探索的分析－」『早稲田政治公法研究』115, 1-16.
- 五ノ井健・小川寛貴. 2019. 「議会活動としての請願の紹介－衆議院議員の分析－」『早稲田政治公法研究』116, 17-29.
- 五ノ井健・小川寛貴. 2022. 「議会活動としての請願－議員のジェンダーと前歴による分析－」『年報政治学』73 (1), 236-260.
- 五ノ井健・小川寛貴. 2023. 「参議院議員の請願紹介活動」『LEC 会計大学院紀要』20, 199-209.
- 小林直樹. 1984. 『立法学研究－理論と動態－』三省堂.
- 小宮京. 2015. 「総務会に関する一考察－1953 (昭和 28) 年の警察法改正を中心に－」奥健太郎・河野康子編『自民党政治の源

- 流－事前審査制の史的検証－』吉田書店、117-154.
- 坂本孝治郎. 1987a. 「第 102 回通常国会の審議日程経過－データにみる審査状況－」『学習院大学法学部研究年報』22, 111-226.
- 坂本孝治郎. 1987b. 「国会における法案審査－そのデータ作成の試み－」『年報政治学』38, 175-204.
- 坂本孝治郎. 1988. 「第 104 回通常国会の研究－基本データにみる審査状況－」『学習院大学法学部研究年報』23, 151-230.
- 坂本孝治郎. 2000. 「議院運営委員会と各党国会対策委員会の機能・構成について」『ジュリスト』1177, 106-112.
- 笹部真理子. 2017. 『「自民党型政治」の形成・確立・展開－分権的組織と県連の多様性－』木鐸社.
- 佐藤誠三郎・松崎哲久. 1986. 『自民党政権』中央公論社.
- 鮫島真男. 1996. 『立法生活三十二年－私の立法技術案内－』信山社.
- 参議院制度研究会. 1988. 『参議院のあり方及び改革に関する意見』参議院ウェブサイト<<https://www.sangiin.go.jp/japanese/aramashi/ayumi/631101.html>> (最終閲覧日は 2023 年 3 月 5 日)
- 嶋谷潤・藤田昌三. 1988. 「質問主意書の制度と現状」『立法と調査』146, 35-41.
- 菅原琢. 2000. 「政治変動期における造反行動」東大法・蒲島郁夫ゼミ編『現代日本の政治家像 第 I 巻』木鐸社, 263-297.
- 菅原琢. 2005a. 「委員会」東大法・第 5 期蒲島郁夫ゼミ編『参議院の研究 第 2 巻 議員・国会編』木鐸社, 405-437.
- 菅原琢. 2005b. 「国会活動量の研究－審議機能衰退論の論理と実証の再検証－」東大法・第 5 期蒲島郁夫ゼミ編『参議院の研究 第 2 巻 議員・国会編』木鐸社, 533-554.
- 杉原泰雄・只野雅人. 2007. 『憲法と議会制度』法律文化社.
- 関喜比古. 1996. 「請願改革の現状と課題－請願実務の現場から－」『議会政治研究』38, 39-47.
- 曾根泰教. 2002. 「決定の『場』の移動－与党『事前審査制』の位置づけ－」『公共選択の研究』38, 1-5.
- 曾根泰教・岩井奉信. 1987. 「政策過程における議会の役割」『年報政治学』38, 149-174.
- 高澤美有紀. 2016. 「主要国議会の法律案提出手続及び法律の成立状況」『レファレンス』66 (12), 49-76.
- 高野恵亮. 2016. 『戦後国会における議員立法』志學社.
- 高野浩臣. 1989. 「請願制度に関する一考察－国会請願を中心として－」『立法と調査』152, 48-58.
- 高橋和之. 1994. 『国民内閣制の理念と運用』有斐閣.
- 高橋和之. 2006. 『現代立憲主義の制度構想』有斐閣.
- 高見勝利. 2001. 「国会改革の前提と課題」『ジュリスト』1192, 148-157.
- 高見勝利. 2008. 『現代日本の議会政と憲法』岩波書店.
- 高見勝利. 2012. 『政治の混迷と憲法－政権交代を読む－』岩波書店.
- 竹中治堅. 2004. 「『日本型分割政府』と参議院の役割」『年報政治学』55, 99-125.
- 竹中治堅. 2005. 「日本型分割政府と法案審議

- －拒否権プレーヤーと『金融国会』再論－
『選挙学会紀要』5, 43-59.
- 竹中治堅. 2008. 「首相と参議院の独自性－参議院封じ込め－」『選挙研究』23, 5-19.
- 竹中治堅. 2010. 『参議院とは何か 1947～2010』中央公論新社.
- 竹中治堅. 2011. 「2010 年参院選挙後の政治過程－参議院の影響力は予算にも及ぶのか－」『選挙研究』27 (2), 45-59.
- 只野雅人. 2017. 『代表における等質性と多様性』信山社.
- 建林正彦. 1997. 「中小企業政策と選挙制度」『年報政治学』48, 177-196.
- 建林正彦. 2000. 「中選挙区制と議員行動」水口憲人・北原鉄也・久米郁男編著『変化をどう説明するか 政治編』木鐸社, 97-122.
- 建林正彦. 2004. 『議員行動の政治経済学－自民党支配の制度分析－』有斐閣.
- 建林正彦. 2017. 『政党政治の制度分析－マルチレベルの政治競争における政党組織－』千倉書房.
- 建林正彦編著. 2013. 『政党組織の政治学』東洋経済新報社.
- 田中信一郎. 2012. 『国会質問制度の研究－質問主意書 1890～2007 年－』日本出版ネットワーク.
- 田中祥貴. 2021. 『参議院と憲法保障－二院制改革をめぐる日英比較制度論－』法律文化社.
- 田中嘉彦. 2006. 「請願制度の今日的意義と改革動向」『レファレンス』56 (6), 66-83.
- 田中嘉彦. 2015. 『英国の貴族院改革－ウェストミンスター・モデルと第二院－』成文堂.
- 谷勝宏. 1995. 『現代日本の立法過程－一党優位制議会の実証研究－』信山社.
- 谷勝宏. 2003. 『議員立法の実証研究』信山社.
- 谷圭祐. 2018. 「政党の戦略的行動が政党間移動に与える影響－民主党分裂のケースから－」『年報政治学』69 (2), 200-223.
- 趙頌. 2018a. 「近代日本の請願制度の研究(1) 立憲政治と民意との関係及び衆議院の政府監督・批判、1890～1932 年」『名古屋大学法政論集』276, 161-197.
- 趙頌. 2018b. 「近代日本の請願制度の研究(2) 立憲政治と民意との関係及び衆議院の政府監督・批判、1890～1932 年」『名古屋大学法政論集』278, 123-152.
- 趙頌. 2018c. 「近代日本の請願制度の研究(3) 立憲政治と民意との関係及び衆議院の政府監督・批判、1890～1932 年」『名古屋大学法政論集』279, 161-192.
- 趙頌. 2019a. 「近代日本の請願制度の研究(4) 立憲政治と民意との関係及び衆議院の政府監督・批判、1890～1932 年」『名古屋大学法政論集』281, 81-104.
- 趙頌. 2019b. 「近代日本の請願制度の研究(5・完) 立憲政治と民意との関係及び衆議院の政府監督・批判、1890～1932 年」『名古屋大学法政論集』283, 167-202.
- 辻清明. 1969. 『新版 日本官僚制の研究』東京大学出版会.
- 辻村みよ子・山元一編. 2018. 『概説 憲法コンメンタール』信山社, 105-107, [青井未帆].
- 東大法・第5期蒲島郁夫ゼミ編. 2004. 『参議院の研究 第1巻 選挙編』木鐸社.
- 東大法・第5期蒲島郁夫ゼミ編. 2005. 『参議院の研究 第2巻 議員・国会編』木鐸社.

- 永井憲一. 1960. 「請願権の現代的意義－これを補充的参政権として評価する試論－」『経済学季報』10 (2), 31-56.
- 中北浩爾. 2017. 『自民党－「一強」の実像－』中央公論新社.
- 中北浩爾. 2019. 『自公政権とは何か－「連立」にみる強さの正体－』筑摩書房.
- 名取良太・福元健太郎・岸本一男・辻陽・堤英敬・堀内勇作. 2014. 「参議院議員通常選挙データベースの開発と利用」『選挙研究』30 (2), 105-115.
- 成田憲彦. 2001. 「日本の連立政権形成における国会の論理と選挙制度の論理」『選挙研究』16, 18-27.
- 成田憲彦. 2004. 「憲法学者の理解は浅すぎる『反省の院』と『国民代表機関』は両立しえない」『中央公論』119 (5), 126-133.
- 西川伸一. 2016. 「自民党総務会の研究－そのしくみと機能への接近－」『政経研究』53 (2), 463-494.
- 日本再建イニシアティブ. 2013. 『民主党政権失敗の検証－日本政治は何を活かすか－』中央公論新社.
- 根元邦朗・濱本真輔. 2013. 「選挙制度改革による立法行動の変容－質問主意書と議員立法－」『レヴァイアサン』52, 116-142.
- 野中尚人. 1995. 『自民党政権下の政治エリート－新制度論による日仏比較－』東京大学出版会.
- 野中尚人. 2008. 『自民党政治の終わり』筑摩書房.
- 野中尚人. 2019. 「トピックモデルによる国会委員会での発言分析－トピックから見た政党内派と委員会の特質－」『学習院大学法学会雑誌』55 (1), 91-123.
- 吐合大祐. 2021. 「政治学における議員行動研究－『議員行動論』は何を明らかにしてきたのか？－」『六甲台論集. 法学政治学篇』68 (1), 7-76.
- 吐合大祐. 2022. 「復活当選と政策活動－現代日本の議員行動と利益誘導政治－」『選挙研究』38 (1), 76-88.
- 朴志善. 2021. 『立法前協議の比較政治－与党内不一致と日韓の制度－』木鐸社.
- 河世憲. 2000. 「国会審議過程の変容とその原因」『レヴァイアサン』27, 125-154.
- 濱本真輔. 2007. 「選挙制度改革と自民党議員の政策選好－政策決定過程変容の背景－」『レヴァイアサン』41, 74-96.
- 濱本真輔. 2015a. 「民主党政権調査会の研究」前田幸男・堤英敬編著『統治の条件－民主党に見る政権運営と党内統治－』千倉書房, 147-180.
- 濱本真輔. 2015b. 「首相と党内統治－人事と造反－」『選挙研究』31 (2), 32-47.
- 濱本真輔. 2016. 「立法－ねじれ国会下の立法過程－」辻中豊編『大震災に学ぶ社会科学 第1巻 政治過程と政策』東洋経済新報社, 55-76.
- 濱本真輔. 2018. 『現代日本の政党政治－選挙制度改革は何をもたらしたのか－』有斐閣.
- 濱本真輔・根元邦朗. 2011. 「個人中心の再選戦略とその有効性－選挙区活動は得票に結び付くのか？－」『年報政治学』62 (2), 70-97.
- 原度. 1995. 「請願の変遷」『議会政治研究』33, 71-83.
- 福元健太郎. 2000. 『日本の国会政治－全政府立法の分析－』東京大学出版会.

- 福元健太郎. 2004. 「国会は『多数主義』か『討議アリーナ』か? - 増山幹高著『議会制度と日本政治 議事運営の計量政治学』をめぐって」『レヴァイアサン』 35, 152-159.
- 福元健太郎. 2006. 「『強くなった』『良識の府』という虚像 - 参議院に存在意義はあるか - 」『中央公論』 121 (12), 230-239.
- 福元健太郎. 2007. 『立法の制度と過程』木鐸社.
- 福元健太郎. 2011. 「立法」平野浩・河野勝編『新版 アクセス日本政治論』日本経済評論社, 145-164.
- 藤村直史. 2010. 『立法組織と議会政治 - 日本における内閣総理大臣の指導力と政党の一体性 - 』京都大学博士 (法学) 論文.
- 藤村直史. 2012. 「小選挙区比例代表並立制下での役職配分 - 民主党の党内対立と政党投票 - 」『選挙研究』 28 (1), 21-38.
- 藤村直史. 2023. 「国会」上神貴佳・三浦まり編『日本政治の第一歩 新版』有斐閣, 117-136.
- 藤本一美. 1989. 『国会の再生 - その改革と政治倫理 - 』東信堂.
- 藤本一美編. 1990. 『国会機能論 - 国会の仕組みと運営 - 』法学書院.
- 堀田光明. 1993. 「国会における請願制度」『議会政治研究』 27, 1-9.
- 堀江湛・笠原英彦編著. 1995. 『国会改革の政治学 - 議会デモクラシーの復権 - 』PHP 研究所.
- 前田英昭. 2000. 「二院制 - 参議院の役割と『自主性』 - 」『ジュリスト』 1177, 37-43.
- 前田英昭. 2001. 「衆議院の内閣不信任決議 - 過去・現在・未来 - 」『議会政治研究』 58, 35-46.
- 前田幸男・堤英敬編著. 2015. 『統治の条件 - 民主党に見る政権運営と党内統治 - 』千倉書房.
- 増山幹高. 2003. 『議会制度と日本政治 - 議事運営の計量政治学 - 』木鐸社.
- 増山幹高. 2004. 「立法における時間と影響力」『レヴァイアサン』 35, 160-163.
- 増山幹高. 2006. 「立法における変換 VS 態度表明 - 国会審議と附帯決議 - 」『レヴァイアサン』 38, 131-153.
- 増山幹高. 2008. 「日本における二院制の意義と機能」『慶應の政治学 日本政治』慶應義塾大学出版会, 267-284.
- 増山幹高. 2009a. 「内閣不信任の政治学 - なぜ否決される不信任案が提出されるのか? - 」『年報政治学』 60 (1), 79-109.
- 増山幹高. 2009b. 「内閣不信任に関する衆議院議院運営委員会議録」『法學研究：法律・政治・社会』 82 (6), 79-174.
- 増山幹高. 2015. 『立法と権力分立』東京大学出版会.
- 増山幹高・竹田香織. 2015. 「いかに見たい国会審議映像に到達するか? - 国会審議映像検索システムの概要 - 」『レヴァイアサン』 56, 54-79.
- 待鳥聡史. 2000. 「緑風会の消滅過程 - 合理的選択制度論からの考察 - 」水口憲人・北原鉄也・久米郁男編著『変化をどう説明するか 政治編』木鐸社, 123-145.
- 待鳥聡史. 2001a. 「国会研究の新展開」『レヴァイアサン』 28, 134-143.
- 待鳥聡史. 2001b. 「参議院自民党における閣僚ポスト配分ルールの形成」『選挙研究』 16, 67-77.

- 待鳥聡史. 2002. 「参議院自民党と政党再編」『レヴァイアサン』30, 67-89.
- 待鳥聡史. 2004. 「議会研究と国会研究の間で」『レヴァイアサン』35, 146-151.
- 待鳥聡史. 2012. 『首相政治の制度分析—現代日本政治の権力基盤形成—』千倉書房.
- 松浦淳介. 2009. 「2007年『衆参ねじれ』発生前後の国会比較」『Keio SFC journal』9 (1), 89-100.
- 松浦淳介. 2010a. 「2007年『衆参ねじれ』における政府の立法戦略」『Keio SFC journal』10 (1), 71-81.
- 松浦淳介. 2010b. 「立法過程における参議院再論—2007年『衆参ねじれ』発生前後における内閣の立法行動比較—」『法政論叢』47 (1), 142-155.
- 松浦淳介. 2012a. 「分裂議会に対する立法推進者の予測的対応—参議院の黙示的影響力に関する分析—」『法學政治學論究: 法律・政治・社会』92, 69-99.
- 松浦淳介. 2012b. 「分裂議会における官僚の立法準備行動—特許庁による法案根回しの実態—」『Keio SFC journal』12 (1), 85-95.
- 松浦淳介. 2015. 「東日本大震災の発生と日本の国会政治—映像資料を用いた与野党関係の分析—」『レヴァイアサン』56, 102-116.
- 松浦淳介. 2016. 「特定秘密保護法案の立法過程—分裂議会における参議院の拒否権と非決定現象—」『法政論叢』52 (1), 53-72.
- 松浦淳介. 2017a. 『分裂議会の政治学—参議院に対する閣法提出者の予測的対応—』木鐸社.
- 松浦淳介. 2017b. 「分裂議会における閣法の立法過程—参議院に対する閣法提出者の予測的対応—」『法政論叢』53 (2), 165-186.
- 松浦淳介. 2020. 「参議院選挙と安倍政権の国会運営」『法學研究: 法律・政治・社会』93 (4), 81-109.
- 松浦淳介. 2022. 「政権人事と参議院—政権内における参議院議員の位置づけとその変容—」『法政論叢』58 (1), 1-15.
- 松浦淳介. 2023. 「自民党政権下の閣僚人事と参議院議員—参議院自民党における人事慣行の形成と動揺—」『法學研究: 法律・政治・社会』96 (2), 121-148.
- 松本俊太. 2007. 「五五年体制下における委員会制度再考—委員会審議における党派性と特殊利益—」『名城法学』57 (1・2), 399-446.
- 松本俊太・松尾晃孝. 2011. 「国会議員はなぜ委員会で発言するのか?—政党・議員・選挙制度—」『選挙研究』26 (2), 84-103.
- 三沢潤生. 1967. 「政策決定過程の概観」『年報政治学』18, 5-33.
- 水崎節文・森裕城. 2007. 『総選挙の得票分析 1958-2005』木鐸社.
- 峯尚子. 1998. 「請願」『議会政治研究』47, 62-67.
- 向大野新治. 2006. 「議案事前審査制度の通説に誤りあり」『議会政治研究』80, 12-16.
- 武蔵勝宏. 2016. 「〈北大立法過程研究会報告〉国会審議の効率性と代表性—国会審議をどのように変えるべきか—」『北大法学論集』66 (5), 1440-1415.
- 武蔵勝宏. 2021. 『議会制度とその運用に関する比較研究』晃洋書房.

- 村松岐夫. 1981. 『戦後日本の官僚制』 東洋経済新報社.
- 村松岐夫. 1983. 「立法過程と政党・圧力団体・官僚の関係」『北大法学論集』34 (1), 139-160.
- 村松岐夫. 1985. 「第三部 政策過程」三宅一郎・山口定・村松岐夫・進藤榮一『日本政治の座標－戦後 40 年のあゆみ－』有斐閣, 171-252.
- 元尾竜一. 2009. 「帝国議会における不信任案等に関する考察」『Research Bureau 論究』6, 136-151.
- 山内由梨佳・菅原琢. 2005. 「本会議」東大法・第 5 期蒲島郁夫ゼミ編『参議院の研究 第 2 巻 議員・国会編』木鐸社, 362-404.
- 大和寛. 1982. 「与党主導型の政策決定」日本国際交流センター編『アメリカの議会・日本の国会－機能と実態－』サイマル出版会, 104-128.
- 山本孝史. 1998. 『議員立法－日本政治活性化への道－』第一書林.
- 吉田栄司. 1993. 「請願権の現代的意義・再考」『関西大学法学論集』43 (1・2), 281-325.
- 吉田栄司. 2000. 「請願権保障のあり方」『ジュリスト』1177, 175-181.
- 吉田栄司. 2008. 「請願権の意義」大石眞・石川健治編『憲法の争点』有斐閣, 172-173.
- 渡辺久丸. 1980. 『現代日本の立法過程』法律文化社.
- 渡辺久丸. 1995. 『請願権』新日本出版社.
- 英語文献
- Asano, Masahiko, and Dennis Patterson. 2022. “Risk, Institutions, and Policy in Decisions to Join a Start-Up Party: Evidence from the 2017 Snap Election in Japan.” *Japanese Journal of Political Science* 23 (1), 34-54.
- Baerwald, Hans H. 1974. *Japan's Parliament: An Introduction*. London: Cambridge University Press. (橋本彰・中邨章訳. 1974. 『日本人と政治文化』人間の科学社)
- Blondel, Jean. et al. 1970. “Legislative Behaviour: Some Steps towards a Cross-National Measurement.” *Government and Opposition* 5 (1), 67-85.
- Cox, Gary W., and Frances Rosenbluth. 1995. “Anatomy of a Split: The Liberal Democrats of Japan.” *Electoral Studies* 14 (4), 355-376.
- Cox, Gary W., Frances M. Rosenbluth, and Michael F. Thies. 2000. “Electoral Rules, Career Ambitions, and Party Structure: Comparing Factions in Japan's Upper and Lower Houses.” *American Journal of Political Science* 44 (1), 115-122.
- Curini, Luigi, Airo Hino, and Atsushi Osaka. 2020. “The Intensity of Government-Opposition Divide as Measured through Legislative Speeches and What We Can Learn from It: Analyses of Japanese Parliamentary Debates, 1953-2013.” *Government and Opposition* 55 (2), 184-201.
- Curtis, Gerald L. 1971. *Election Campaigning Japanese Style*. New York: Columbia University Press. (山岡清二・大野一訳. 2009. 『代議士の誕生』日経 BP 社)

- Döring, Herbert. 2001. "Parliamentary Agenda Control and Legislative Outcomes in Western Europe." *Legislative Studies Quarterly* 26 (1), 145-165.
- Döring, Herbert, and Mark Hallerberg, ed s. 2004. *Patterns of Parliamentary Behavior: Passage of Legislation Across Western Europe*. Aldershot: Ashgate.
- Epstein, David, David Brady, Sadafumi Kawato, and Sharyn O'halloran. 1997. "A Comparative Approach to Legislative Organization: Careerism and Seniority in the United States and Japan." *American Journal of Political Science* 41 (3), 965-998.
- Fenno, Richard. F. 1973. *Congressmen in Committees*. Boston, MA: Little, Brown.
- Fenno, Richard. F. 1978. *Home Style: House Members in Their Districts*. Boston, MA: Little, Brown.
- Fujimura, Naofumi. 2007. "The Power Relationship between the Prime Minister and Ruling Party Legislators: The Postal Service Privatization Act of 2005 in Japan." *Japanese Journal of Political Science* 8 (2), 233-261.
- Fujimura, Naofumi. 2012. "Electoral Incentives, Party Discipline, and Legislative Organization: Manipulation Legislative Committees to Win Elections and Maintain Party Unity." *European Political Science Review* 4 (2), 147-175.
- Fujimura, Naofumi. 2013. "A New Day, A New Way: The Democratic Party of Japan's Allocation of Posts under the Mixed-Member Majoritarian System." *Japan Forum* 25 (2), 259-292.
- Fujimura, Naofumi. 2015. "The Influence of Electoral Institutions on Legislative Representation: Evidence from Japan's Single Non-Transferable Vote and Single-Member District Systems." *Party Politics* 21 (2), 209-221.
- Fujimura, Naofumi. 2016. "Reelection Isn't Everything: Legislator's Goal-Seeking and Committee Activity in Japan." *The Journal of Legislative Studies* 22(2), 153-174.
- Fukumoto, Kentaro, and Akitaka Matsuo. 2015. "The Effects of Election Proximity on Participatory Shirking: The Staggered-Term Chamber as a Laboratory." *Legislative Studies Quarterly* 40 (4), 599-625.
- Goplerud, Max, and Daniel M. Smith. Forthcoming. "Who Answers for the Government?: Bureaucrats, Ministers, and Responsible Parties." *American Journal of Political Science*.
- Grimmer, Justin, Margaret E. Roberts, and Brandon M. Stewart. 2022. *Text as Data: A New Framework for Machine Learning and the Social Sciences*. Princeton: Princeton University Press.
- Grimmer, Justin, and Brandon M. Stewart. 2013. "Text as Data: The Promise and Pitfalls of Automatic Content Analysis Methods for Political Texts." *Political Analysis* 21 (3), 267-297.

- Imai, Masami. 2009. "Ideologies, Vested Interest Groups, and Postal Saving Privatization in Japan." *Public Choice* 138, 137-160.
- Johnson, Chalmers. 1982. *MITI and the Japanese Miracle: The Growth of Industrial Policy, 1925-1975*. Stanford: Stanford University Press. (佐々田博教訳. 2018.『通産省と日本の奇跡－産業政策の発展 1925-1975－』勁草書房)
- Kato, Junko. 1998. "When the Party Breaks Up: Exit and Voice among Japanese Legislators." *American Political Science Review* 92 (4), 857-870.
- Kawato, Sadafumi. 2000. "Strategic Contexts of the Vote on Political Reform Bills." *Japanese Journal of Political Science* 1 (1), 23-51.
- Kawato, Sadafumi, and Mikitaka Masuyama. 2015. "Does the Divided Diet Make a Difference?" *Journal of Law and Politics* 12, 22-39.
- Kohno, Masaru. 1992. "Rational Foundations for the Organization of the Liberal Democratic Party in Japan." *World Politics* 44 (3), 369-97.
- Kohno, Masaru. 1997. *Japan's Postwar Party Politics*. Princeton: Princeton University Press.
- Krauss, Ellis S. 1984. "Conflict in the Diet: Toward Conflict Management in Parliamentary Politics." in Ellis S. Krauss, Thomas P. Rohlen, and Patricia G. Steinhoff. eds. *Conflict in Japan*. Honolulu: University of Hawaii Press, 243-293.
- Krauss, Ellis S., and Robert J. Pekkanen. 2011. *The Rise and Fall of Japan's LDP: Political Party Organizations as Historical Institutions*. New York: Cornell University Press.
- Kubo, Hiroki. 2019. "The Logic of Delegation and Institutional Contexts: Ministerial Selection under Mixed-Member Systems in Japan." *Asian Journal of Comparative Politics* 4 (4), 303-329.
- Lijphart, Arend. 2012. *Patterns of Democracy: Government Forms and Performance in Thirty-Six Countries*, 2nd edition. New Haven: Yale University Press. (粕谷祐子・菊池啓一訳. 2014.『民主主義対民主主義－多数決型とコンセンサス型の 36 カ国比較研究－ 原著第 2 版』勁草書房)
- Martin, Lanny W. 2004. "The Government Agenda in Parliamentary Democracies." *American Journal of Political Science* 48 (3), 445-461.
- Martin, Lanny W., and Georg Vanberg. 2004. "Policing the Bargain: Coalition Government and Parliamentary Scrutiny." *American Journal of Political Science* 48 (1), 13-27.
- Martin, Lanny W., and Georg Vanberg. 2005. "Coalition Policymaking and Legislative Review." *American Political Science Review* 99 (1), 93-106.
- Martin, Lanny W., and Georg Vanberg. 2011. *Parliaments and Coalitions: The Role of Legislative Institutions in Multiparty Governance*. Oxford: Oxford University

- Press.
- Martin, Shane. 2011. "Parliamentary Questions, the Behaviour of Legislators, and the Function of Legislatures: An Introduction." *The Journal of Legislative Studies* 17(3), 259-270.
- Mayhew, David R. 1974. *Congress: The Electoral Connection*. New Haven: Yale University Press. (岡山裕訳. 2013. 『アメリカ連邦議会—選挙とのつながりで—』勁草書房)
- McCubbins, Mathew D., and Frances Rosenbluth. 1995. "Party Provision for Personal Politics: Dividing the Vote in Japan." in Peter F. Cowhey, and Matthew D. McCubbins. eds. *Structure and Policy in Japan and the United States*. Cambridge: Cambridge University Press, 35-55.
- Mochizuki, Mike M. 1982. *Managing and Influencing the Japanese Legislative Process: The Role of Parties and the National Diet*. Ph.D. Dissertation. Harvard University.
- Muramatsu, Michio, and Ellis S. Krauss. 1984. "Bureaucrats and Politicians in Policymaking: The Case of Japan." *American Political Science Review* 78 (1), 126-146.
- Nemoto, Kuniaki. 2013. "Rise of Parliamentary Activities as New Inter-Election Campaigning Tools." in Robert Pekkanen, Steven R. Reed, and Ethan Scheiner. eds. *Japan Decides 2012: The Japanese General Election*. Basingstoke: Palgrave Macmillan, 123-138.
- Nemoto, Kuniaki, Eliss S. Krauss, and Robert Pekkanen. 2008. "Policy Dissension and Party Discipline: The July 2005 Vote on Postal Privatization in Japan." *British Journal of Political Science* 38 (3), 499-525.
- Nyblade, Benjamin. 2013. "Keeping It Together: Party Unity and the 2012 Election." in Robert Pekkanen, Steven R. Reed, and Ethan Scheiner. eds. *Japan Decides 2012: The Japanese General Election*. Basingstoke: Palgrave Macmillan, 20-33.
- Ono, Yoshikuni. 2012. "Portfolio Allocation as Leadership Strategy: Intraparty Bargaining in Japan." *American Journal of Political Science* 56 (3), 553-567.
- Ono, Yoshikuni. 2015. "Personal Attributes of Legislators and Parliamentary Behavior: An Analysis of Parliamentary Activities among Japanese Legislators." *Japanese Journal of Political Science* 16 (1), 68-95.
- Pekkanen, Robert, Benjamin Nyblade, and Ellis S. Krauss. 2006. "Electoral Incentives in Mixed-Member Systems: Party, Posts, and Zombie Politicians in Japan." *American Political Science Review* 100 (2), 183-193.
- Pekkanen, Robert, J., Benjamin Nyblade, and Ellis S. Krauss. 2014. "The Logic of Ministerial Selection: Electoral System and Cabinet Appointments in Japan." *Social Science Japan Journal* 17 (1), 3-22.

- Pempel, T. J. 1974. "The Bureaucratization of Policymaking in Postwar Japan." *American Journal of Political Science* 18 (4), 647-664.
- Polsby, Nelson. 1975. "Legislatures." in Fred Greenstein and Nelson Polsby. eds. *Handbook of Political Science, Vol.5: Governmental Institutions and Process*, Reading: Addison-Wesley, 257-319.
- Ramseyer, Mark J., and Frances McCall Rosenbluth. 1993. *Japan's Political Marketplace*. Cambridge: Harvard University Press. (加藤寛監訳. 1995. 『日本政治の経済学』弘文堂)
- Reed, Steven R., and Ethan Scheiner. 2003. "Electoral Incentives and Policy Preferences: Mixed Motives Behind Party Defections in Japan." *British Journal of Political Science* 33 (3), 469-490.
- Rehmert, Jochen, and Naofumi Fujimura. Forthcoming. "Ideological Positions and Committee Chair Appointments." *Legislative Studies Quarterly*.
- Russell, Meg. 2012. "Elected Second Chambers and Their Powers: An International Survey." *The Political Quarterly* 83 (1), 117-129.
- Russo, Federico, and Matti Wiberg. 2010. "Parliamentary Questions in 17 European Parliaments: Some Steps towards Comparison." *The Journal of Legislative Studies* 16(2), 215-232.
- Slapin, Jonathan B., and Sven-Oliver Proksch. 2014. "Words as Data: Content Analysis in Legislative Studies." in Shane Martin, Thomas Saalfeld, and Kåre Strøm. eds. *The Oxford Handbook of Legislative Studies*. Oxford: Oxford University Press, 126-144.
- Smith, Daniel M. 2021. "Japan: Committee-Centered Oversight in a Dominant-Party System." in Hanna Bäck, Marc Debus, and Jorge M. Fernandes. eds. *The Politics of Legislative Debates*. Oxford: Oxford University Press, 528-552.
- Thies, Michael F., and Yuki Yanai. 2013. "Governance with a Twist: How Bicameralism Affects Japanese Lawmaking." in Robert Pekkanen, Steven R. Reed, and Ethan Scheiner. eds. *Japan Decides 2012: The Japanese General Election*. Basingstoke: Palgrave Macmillan, 225-244.
- Thies, Michael F., and Yuki Yanai. 2014. "Bicameralism vs. Parliamentarism: Lessons from Japan's Twisted Diet." *Japanese Journal of Electoral Studies* 30 (2), 60-74.
- Vatter, Adrian. 2005. "Bicameralism and Policy Performance: The Effects of Cameral Structure in Comparative Perspective." *The Journal of Legislative Studies* 11 (2), 194-215.